

本冊子は国立市福祉事務所で職員用研修資料として作成・使用しております。無断転載・無断複製は固くお断りしています。

生活保護きほんのき



はじめに

この「生活保護きほんのき」は生活保護制度について、その目的、内容等をわかりやすく簡潔にまとめたものです。福祉事務所（健康福祉部福祉総務課）に配属された皆さんが、まず生活保護を知り、今後の業務にスムーズに取り組めることを目的としています。

生活していく中で、誰でもさまざまな事情で生活に困ることがあります。生活保護はこのような方に対して、金銭給付を中心として、経済的に不足するところを補うことで日々の暮らしを保障し、生活保護を受けなくても自分たちの力で生活できるようになるために手助けすることを目的とした制度です。

福祉事務所の職員として、生活保護受給者の方の権利（健康で文化的な最低限度の生活をする権利）を保障することが、第一の責務になります。

また経済的給付の手続きの他、就労の支援、通院の支援など、生活が安定するための支援を行うことが福祉事務所職員の役割となり、その仕事の範囲はとても広範囲に及びます。

この「生活保護きほんのき」では、制度のすべてが紹介できているわけではありません。業務を進めていく中で、生活保護手帳、生活保護手帳別冊問答集、生活保護運用事例集等を読み込んで、さらに理解を深めましょう。

目次

はじめに.....	2
第1章 想像力をもって働こう.....	6
(1) 相手の立場にたつことは難しい.....	7
(2) 誰でも経験したことがある「未知への不安」.....	8
(3) 未知への不安を知り、想像力を広げること.....	8
(4) さらなる想像力を高めるために.....	10
第2章 生活保護制度とは.....	12
(1) 生活保護制度の基本原則.....	13
1. 事例で学ぶ生活保護のしくみ.....	13
2. 生存権の保障.....	18
3. 国家による最低生活保障の原理（法第1条）.....	18
4. 保護の目的（法第1条）.....	18
5. 無差別平等の原則（法第2条）.....	19
6. 最低生活保障の原理（法第3条）.....	20
7. 補足性の原理（法第4条）.....	20
8. 世帯単位の原則（法第10条）.....	21
9. 保護の要否（最低生活費・保護基準）.....	21
(2) 生活保護の内容.....	23
1. はじめに.....	23
2. 扶助の種類.....	23
①生活扶助.....	23
②住宅扶助.....	23
③教育扶助.....	23
④医療扶助.....	24
⑤介護扶助.....	24
⑥出産扶助.....	25
⑦生業扶助.....	25
⑧葬祭扶助.....	25
⑨その他（臨時的一般生活費）.....	26

第3章 最初に覚えること.....	28
(1) 福祉事務所にはどのような職員がいるのか.....	29
1. ケースワーカー.....	29
2. 査察指導員.....	29
3. 面接相談員.....	30
4. 就労支援員.....	30
5. 健康管理支援員.....	31
6. 高齢者支援員.....	31
7. 多重債務者等支援員.....	31
8. 適正受給調査員.....	31
9. 経理担当職員.....	31
10. 医療・介護担当職員.....	32
11. 嘱託医.....	32
(2) 福祉事務所職員としての心得.....	33
1. 生活保護を受給している方の権利を守ること.....	33
2. 生活保護を受給している方の人権を守ること.....	33
3. 現金を取り扱わないこと.....	34
4. 職務として支援していることを常に意識すること.....	34
第4章 生活保護を受けるまでの流れ.....	36
(1) はじめに.....	37
(2) 相談の流れ.....	37
(3) 調査の内容.....	38
1. 金融機関調査.....	38
2. 生命保険調査.....	38
3. 実態調査（家庭訪問）.....	40
4. 扶養義務調査.....	40
5. 保護の決定.....	42
6. その他（よくある質問・疑問）.....	43
第5章 事例から生活保護を考える.....	46
(1) 傷病をきっかけに生活保護を受給している单身男性の例.....	47
(2) 路上生活からの脱却.....	57

(3) 資力（生命保険の解約返戻金）がある場合.....	61
第6章 生活保護を受けたときの権利と義務.....	65
(1) 保護を受けた時の権利	66
1. 不利益変更の禁止（法第56条）	66
2. 公課禁止（法第57条）	66
3. 差押禁止（法第58条）	66
(2) 生活保護を受けた時の義務	66
1. 譲渡禁止（法第59条）	66
2. 生活上の義務（法第60条）	67
3. 届出の義務（法第61条）	67
(3) 指導指示（法第27条・法第62条）	69
～～最後に～～	71

第1章 想像力をもって働こう

最初に、対人支援をするうえで、非常に大切な「想像力」について考えてみます。

福祉事務所に相談に来る方、生活保護を受給している方は様々な悩みを抱えています。我々職員では想像もつかないような経験をして、深く傷ついている方や、心無い対応をされて市役所などの行政に良いイメージを持っていない方もいます。

生活保護業務に取り組む上で、受給者の方の気持ちや背景などを想像していくことが、とても重要になります。

自分だったらどうするだろう、自分が逆の立場だったらどうするだろう、などを考えながら読んでみてください。

福祉事務所に配属された今の時点であなたが「生活保護」という言葉にどのようなイメージを持っていますか？箇条書きで構いませんので、書いてみましょう。

職員 A「今日、うちのクラスの X ちゃんの箸が折れちゃって、そのまま家に帰しちゃったんだけど、そしたらお母さんがすごい勢いで怒ってきたんだよね」

職員 B「え～、たかが箸で？」

職員 C「箸くらいでゴチャゴチャ言わなければいいのにね～」

この会話を読んで、どう感じますか？

この会話は実際に筆者が福祉の現場で働き始めて 1 年目の休憩時間に先輩がしていたものです。

箸を買うことも経済的に大変な家庭があることを先輩達が知らないことも衝撃でしたし、仮に知らないとしても、そのようなことに思いが至らない先輩達を見て、自分は絶対にそうならないようにしようと心に決めました。

当時 1 年目だった私は強烈な違和感を覚え、衝撃を受けましたが、1 年目で先輩に向かって意見をすることができず、いまだにその時のことを忘れられません。

「相手の立場にたって」という言葉は対人援助の仕事をしていると、よく使う言葉です。

しかし、実際に福祉の現場では日々上記のような会話は当たり前にはされていないのでしょうか。

たかが箸と職員は感じるかもしれませんが、失業してしまい収入が減っている、日々の収入が収支ぎりぎりでもまったく余裕がない、急な病気やけがのため、一時的な支出が増えてしまったことで余裕がないというような状況の人がいます。そのような人にとって箸一膳は「たかが」ではありません。

忙しく仕事をしていると忘れてしまいがちですが、時々振り返って考えてみてください。

（1）相手の立場にたつことは難しい

「相手の立場にたって」ということは、非常に難しいです。実際に失業・病気・怪我・離婚など様々な困りごとがあり、それら全てを体験したことがあり、相手の感情が理解できる職員は殆どいないでしょう。

そう考えると実際に経験していない状況を、相談者から聞いて理解し共感するということは、とても難しいです。



(2) 誰でも経験したことがある「未知への不安」

あなたはA市役所の職員採用試験を受け、晴れて合格しました。
今日は4月1日、どこの部署に配属されるか、何も分からず期待と不安で胸がいっぱいです。

新年度の4月1日、新社会人になった時、異動初日の朝。

どんな同僚がいるのか、仕事は大変じゃないか・・・

このような不安は誰でも感じたことがあるでしょう。

これは、知らないことへの不安や相手に受け入れてもらえるかの不安です。

同じように市役所に相談に来る市民も感じています。

「生活に困っているけど、どんな制度があるか分からない」

「市役所に相談にいったけど、話を聞いてもらえるか分からない」

これも知らないことに対する不安、受け入れてもらえるか分からないための不安です。

(3) 未知への不安を知り、想像力を広げること

このように未知への不安は誰にでもあります。

市役所に来る相談者・受給者の方々は常にその不安を抱えていることを知りましょう。

では、相談の現場で下記のようなことがあったらどう感じますか。

生活保護受給者のAさんは稼働年齢で特に通院もしておらず、福祉事務所から就労指導を受けていますが、ケースワーカーから求職活動をするように言われても、なかなか行動に移せません。

ケースワーカーB「Aさん、もうずいぶん前から言ってますが、ハローワークに行っ
て就職活動してください」

Aさん「・・・」

ケースワーカーB「Aさん、保護を受けていく上では就職活動はしなければいけない
んです」

Aさん「そんなの知らないよ。うるせ～」

Aさんは大声で怒って席を立って、帰ってしまいました。

ケースワーカーBは、Aさんが就労指導に従わず困っています。また、4月のある日Aさんが市役所に来ました。

Aさん「おい、Bはいるか」

ケースワーカーB「はい、Aさん、なんですか」

Aさん「昨日振り込まれた保護費が少ないじゃないか、足りないだろ」

ケースワーカーB「冬季加算が無くなったからですよ。保護費は間違っていない」

Aさん「こんなんじゃ足りないんだよ。なんだよ、勝手に減らすなよ」

Aさんはまた怒って、市役所を出て行ってしまいました。



このような時、職員としてはどう感じますか。

「説明が分からない人だから仕方がない」

「話を聞いてくれなくて困ったな」

「いつも大声出して怒ってばかりで困るな」

「いくら働くように言っても、何もしないで本当に怠け者だな」

このように感じてしまうかもしれません。

では、このAさんについて以下のように整理したら、どのように感じますか。

生活保護を受給しているAさん。

Aさんは両親が幼いころに他界し、農家をしていた祖父母の家で育ちました。小学生の頃から農作業を手伝い、友達と遊ぶ時間や宿題をやる時間もあまりなく、中学校を卒業後は、そのまま農家を継ぐつもりで就職はしませんでした。祖父母との生活では、祖母が家事を切り盛りし、祖父とAさんが農作業をしていて、Aさんは買い物や調理などは祖母の手伝いを少ししたことがあるくらいでした。

しかし、祖父母も亡くなり、1人で農家を切り盛りすることができず、祖父母に関わりのあったケアマネさんの手助けを受けて手続きを進め、生活保護を受給することになりました。

生活保護受給後、担当のケースワーカーから就職活動をするように言われていますが、中学校卒業後、そのまま農家を手伝っていたのでハローワークの利用もしたことがありませんし、就職活動をしたこともなく、とても困ってしまいました。しかし、小学校時代から学校も休みがちで農家を手伝っていたAさんは誰に何を相談したら良いかわかりません。もちろん履歴書を書いたこともありません。ケースワーカーB「Aさん、もうずいぶん前から言ってますが、ハローワークに行ったら就職活動してください」

Aさん「・・・」

ケースワーカーB「Aさん、保護を受けていく上では就職活動はしなければいけないんです」

Aさん「そんなの知らないよ。うるせ～」

Aさんは大声で怒って席を立って、帰ってしまいました。

また、その数週間後の4月のある日のこと、Aさんが市役所に来ました。

Aさん「おい、Bはいるか」

ケースワーカーB「はい、Aさん、なんですか」

Aさん「昨日振り込まれた保護費が少ないじゃないか、足りないだろ」

ケースワーカーB「冬季加算が無くなったからですよ。保護費は間違っていない」

Aさん「こんなんじゃ足りないんだよ。なんだよ、勝手に減らすなよ」

このように、Aさんは農作業以外の世界は殆どが未知の世界であり、就職活動をするように言われてもハローワークの場所やハローワークそのものを知らないために、不安で何もできないのかもしれない。

また家計のやりくりが初めてで、保護費の説明を受けても分からないのかもしれない。



このような経歴であることが分かれば、いきなり一人で就職活動をするよう指導しても無意味なことが分かりますし、保護費の計算なども分かりやすいように説明する必要があることも分かります。

誰もが経験がないことで、戸惑うことや、不安になることがあります。それでも、その人なりの経験を重ねることで、できるようになることがあります。それを単に説明するだけでは表面上の指導で終わってしまうことになりかねません。

このようなことは、生活保護の相談支援を進めていく中で、どうしてもおきてしまいます。ケースワーカーはAさんが家事をすることや、家計を切り盛りすること、就職活動をすることは未経験であることを理解した上で、就労指導を進めてなければいけません。未経験なことを一つ一つ経験して身に付け、その上で就職活動をするように支援する必要があります。

受給者の方と関わる中で、自分の思いが相手に伝わらない、分かってもらえない、と感じる時は相手の方の背景を想像して、どのように関わるべきか、自分の今の指導が相手の方に対して無理難題を押し付けているだけになっていないか見直してみましょう。

(4) さらなる想像力を高めるために

あなたには2歳になる子どもがいます。
言葉をたくさん覚えてきて、あなたもお子さんとの会話が楽しみです。
そんなお子さんですが、まだオムツはとれていません。
ある日、結婚記念日にお子さんと妻を連れてレストランに食事に行きました。
結婚記念日なので、普段は行かないような高級レストランに行くことにしました。
食事を頼み、今まさに食事をしようとしたときに、お子さんが泣き出しました。
あなた「どうしたの？」
お子さん「うえ～ん」
妻「泣いていても分からないよ～、どうしたの～？」
困っていたら、何やらにおいがしてきました。どうやらお子さんは漏らしてしまったようです。
あなた「あ～。でちゃったんだ。そかそか、じゃあお父さんがオムツ替えてあげるね」

上の事例について、もう少し想像力を働かせていきます。

食事がはじまるその瞬間に子どもが泣き出してしまったとき、誰もが穏やかに対応できるのでしょうか。

そして、オムツ替えをとっさにできるのでしょうか？



あなたには2歳になる子どもがいます。
言葉をたくさん覚えてきて、あなたもお子さんとの会話が楽しみです。
そんなお子さんですが、まだオムツはとれていません。
ある日、結婚記念日にお子さんと妻を連れてレストランに食事に行きました。
結婚記念日なので、普段は行かないような高級レストランに行くことにしました。
食事を頼み、今まさに食事をしようとしたときに、お子さんが泣き出しました。
あなた「どうした？」
お子さん「うえ〜ん」
妻「何泣いているの。うるさいわね」
あなたと妻がイライラしていると、何やらにおいがしてきました。どうやらお子さんは漏らしてしまったようです。
あなた「なんで今、うんちしちゃうんだよ。料理がひえちゃうだろ」

育児場面を想像してみましょう。

仮にあなた自身がまだ様々な経験のない子どもだとしたら、目の前のことをうまく対処できない存在だとしたら、どうでしょうか。

そこには、初めて生活保護部門に配属された時のあなた自身の不安と何か共通点がないでしょうか。

もちろん相手は子どもではありませんが、仮に諸々の経験が不足していることで、目の前のことに不安を覚えることや、イライラするという状況にあると考えることはできないでしょうか。

人生には様々なエピソードがあります。

それは育児の場面だけではなく、初めての結婚生活、初めての就職、子どもの進学など、人生においては初めて経験することの連続です。

その場面で誰もが不安になり、どのようにしたら良いか分からず、混乱し相談相手が見つかることができない、という心理状態になることがあります。

生活保護行政では、そのような人生のさまざまな場面で支援をする必要があります。

目の前の相談者や受給者の行動や事象だけに捉われず、その行動や事象の背景を想像するようにしてください。

あなたが初めての仕事で不安なように、相談者・受給者も困りごとを抱えてどうしたら良いのかわからず不安を感じているということを常に念頭に置くようにしてください。

それでは次章から生活保護制度について学んでいきましょう。



第2章 生活保護制度とは

さて、こちらの冊子を手に入れている皆さんは生活保護の部署にケースワーカー、査察指導員等として、初めて福祉事務所に配属されて、自分の仕事は何をするのか、生活保護制度ってどのような制度だろうと、分からないことだらけだと思います。

第1章で、対人支援をしていく上で重要な想像力について考えてみました。この第2章では、ある高齢夫婦の生活を生活保護制度の視点から追いかけていき、生活保護制度のイメージをしてもらいます。事例の中に専門用語や職種の名前などが出てきますが、まずは読み進めてみてください。

事例でイメージしたうえで、生活保護法の条文に沿って生活保護制度の考え方、生活保護を受けている人が受けられる支援（扶助）の種類について説明しています。より理解を深めるために生活保護手帳と併せて読み進めてください。



(1) 生活保護制度の基本原則

1. 事例で学ぶ生活保護のしくみ

(事例1)

〇〇市に住むAさん夫妻（夫70歳、妻65歳）は、夫が定年後もシルバー人材センターで働きながら、年金と給料で生活していました。年金額は夫が8万円/月、妻が2万円/月、シルバー人材センターの給料が10万円/月、収入額の合計は約20万円でした。

ある夏の暑い日、Aさんが買い物中に倒れ救急搬送され△△市内のX病院に入院しました。診断の結果、Aさんは脳こうそくで後遺症が残りそうです。また退院の目途はたらず、シルバー人材センターでの仕事は継続できないと思われます。

上記事例1の場合、貯蓄がない場合には生活困窮状態に陥ってしまいます。生活保護法はこのように様々な理由で生活困窮状態に陥った方に対して「健康で文化的な最低限度の生活（生存権）」を保障する制度です。（第2章（1）2. 生存権の保障）

(事例1a)

Aさんの妻Bさんは医療費の支払いが困難になるため、X病院の勧めもあり、〇〇市役所に相談に来ました。（第4章（2）相談の流れ）

福祉事務所で、面接担当の職員が困窮に至った経過、収入状況を聞き取ったうえで、生活保護の申請に至りました。

面接の場面では、相談者の方は困窮による不安、初めての手続きに対する不安など、様々な不安を抱えています。面接を行う職員は相談者の方の緊張を少しでも和らげるように配慮しましょう。そのうえで、生活状況を正確に把握し他に活用できる制度がないか、一緒に考え、生活保護が必要な方には速やかに生活保護の申請をすすめましょう。

(事例1b)

Aさん夫妻の申請を受理した福祉事務所では、ケースワーカーが生活保護の要否を判定するために調査を実施します。（第4（3）調査の内容）

生活保護は国の定めた基準（最低生活費）に対して生活に困っている方の収入が多いか少ないかを調査し、保護の要否を判定します。（第2章（1）9 保護の要否判定）

調査は資産調査、扶養義務調査、実態調査と非常に多岐にわたり時間もかかりますが、相談者は生活に困って生活保護申請に至っていますので、速やかに調査を進めることが福祉事務所の責務になります。

※生活保護申請書（例）

保 護 申 請 書										世帯番号
<p>〇〇市福祉事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p> <p>次のとおり、生活保護法に基づく保護を申請します。</p> <p style="text-align: right;">要保護者との関係 本人・その他()</p>										年 月 日
										年 月 日
現在住んでいるところ					現在のところに住み始めた時期					
					年 月 日					
同居している家族の状況										
人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学 歴	職 業	健康状態	
1				男 女		年 月 日				
2				男 女		年 月 日				
3				男 女		年 月 日				
4				男 女		年 月 日				
5				男 女		年 月 日				
6				男 女		年 月 日				
別居している家族の状況										
氏 名		続柄	性別	年齢	生年月日	学 歴	職 業	健康状態		
			男 女		年 月 日					
住 所						連 絡 先				
生計を維持するために努力したこと										
生活保護を申請する理由										



(事例1c)

要否判定の結果、Aさん夫妻は保護を要する状態で生活保護の開始決定がなされました。その結果、Aさん夫妻には生活扶助・住宅扶助・医療扶助が支給されます。(第2章(2) 2 扶助の種類)

Aさんは入院中ですので、入院中の医療費(食費を含む)が医療扶助で支給され、本人の負担はなくなります。また病衣代やクリーニング費用などの病院で発生する日用品費については、「生活扶助」の日用品費として現金で支給されるものから、病院に支払う形になります。

決定通知(家)

番 号
年 月 日

住所
氏名 様

職 氏 名 印

保 護 決 定 通 知 書
変 更

生活保護法による保護を次のとおり 決定 したので通知します。
変 更

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合 計	本人支払額
月分支給 ・追給額						
月分支給 ・追給額						
月分以降 支給額						

一時扶助の内訳(再掲)

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別途送金額

施設事務費		
介護扶助自己負担月額	円(事業者名)	
	円(事業者名)	
	円(事業者名)	
医療扶助自己負担月額	円	

2 扶助金支給日

3 保護の 開始 変更 の時期 年 月 日

4 保護を 開始 変更 した理由

5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

**(事例1d)**

Aさんの入院治療は無事に進んでいます。

ある日、妻のBさんが市役所に相談に来ました。

「猛暑で毎日暑くて困っています。エアコンもないし、寝ることができません。体調を崩してしまいそうです。」

確かにBさんは疲れた様子に見えます。また保護開始時の実態調査の際に、エアコンがないことはケースワーカーが確認しており、記録しています。

冷房器具や暖房器具、その他のもので臨時的に需要が発生する費用について支給できるものがあります。**(第2章(2)2扶助の種類⑨臨時的一般生活費)**

ケースワーカーは受給者の方の生活状況を面接や家庭訪問で把握し、必要な支援、支給できる経費を案内し、生活を整えていく支援をしましょう。

(事例1e)

Aさんが入院しているX病院からケースワーカーに連絡がありました。

「Aさんが来月退院します。在宅で生活しますが、ヘルパーなどの支援が必要だと思いますので、どのようなサービスを使うか、Bさんと相談中です。」

ヘルパーを利用するには「介護保険」の申請が必要です。また介護保険のサービスを利用した際の費用が生活保護で支給されます。**(第2章(2)2扶助の種類⑤介護扶助)**

なかには介護保険の申請などの手続きが苦手な方もいますので、ケースワーカーは受給者の方の状況に合わせて、ご本人ができること、ケースワーカーが手伝えること、関係機関が手伝えることを整理し支援体制を整える必要があります。

(事例1f)

Aさんは無事に退院しヘルパーを利用しながら在宅での生活を始めました。

しばらくしてBさんが市役所に相談に来ました。

「Aの通院にタクシーを利用して、とてもお金がかかっています。退院したことで、お金がかかって大変です。」

このように生活保護を受けていて医療扶助・介護扶助の支給を受けていても、新たに生活上の課題が生まれることがあります。事例の「通院にかかる経費」は医療扶助の「移送費」として支給できます。**(但し、タクシーでの通院が必要であることの確認が必要です。)**

また、ケースワーカーはBさんがお金に困る前に、Aさんが退院する際に「移送費」の案内をしていくことがより良い支援になります。

**(事例1g)**

Aさんの通院のための移送費の申請も終わり、Aさん夫妻の生活は安定しました。しかし、闘病の結果、Aさんの病状が急変し悲しいことにAさんが亡くなってしまいました。Bさんは、急なことで何をどのようにしたら良いか分からず、困っています。

Aさん夫妻には親族もなく葬儀はBさんが一人で執り行うこととなりました。その場合にはBさんに葬祭扶助（第2章（2）2扶助の種類⑧葬祭扶助）が支給されます。受給者の方が亡くなった際には遺留金の確認や引き取り手がいるか、親族との関係性など確認が必要なことが多々ありますが、まずは亡くなった方へのお悔やみの気持ちを伝えることが大切です。

一つの事例としてAさん夫妻の生活に沿って、生活保護で想定される流れをまとめています。福祉事務所では、このほかにもDVを受けて避難してきた方、派遣切りにあい住まいを失った方、失業した方など様々な困りごとを抱えた方が相談にきます。そのような方の生活を支援し、立て直すことが福祉事務所の役割となります。

メモ



2. 生存権の保障

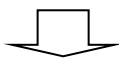
生活保護は日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」（生存権）の理念に基づき、具体化した制度です。

3. 国家による最低生活保障の原理（法第1条）

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するもので、生活保護制度の実施に対する究極的責任は国にあります。（**法定受託事務**）

法定受託事務

国が本来果たすべき役割に係る事務。生活保護の他、戸籍事務等



保護基準や法改正、実施要領等は全て国が定めています。

生活保護は第1号法定受託事務です。最低限度の生活保障は国の責務ですが、その分、法定受託事務の特性として国から実施機関への強い関与が認められています。生活保護法その他、国から発出される通知等に基づき、適正に保護を実施することが必要です。

4. 保護の目的（法第1条）

保護は、自立の助長を目的としています。

働ける方は能力に応じて働き、病気やけがの方は医者からの指示に従って、治療に専念し、早く健康を取り戻すようにする必要があります。

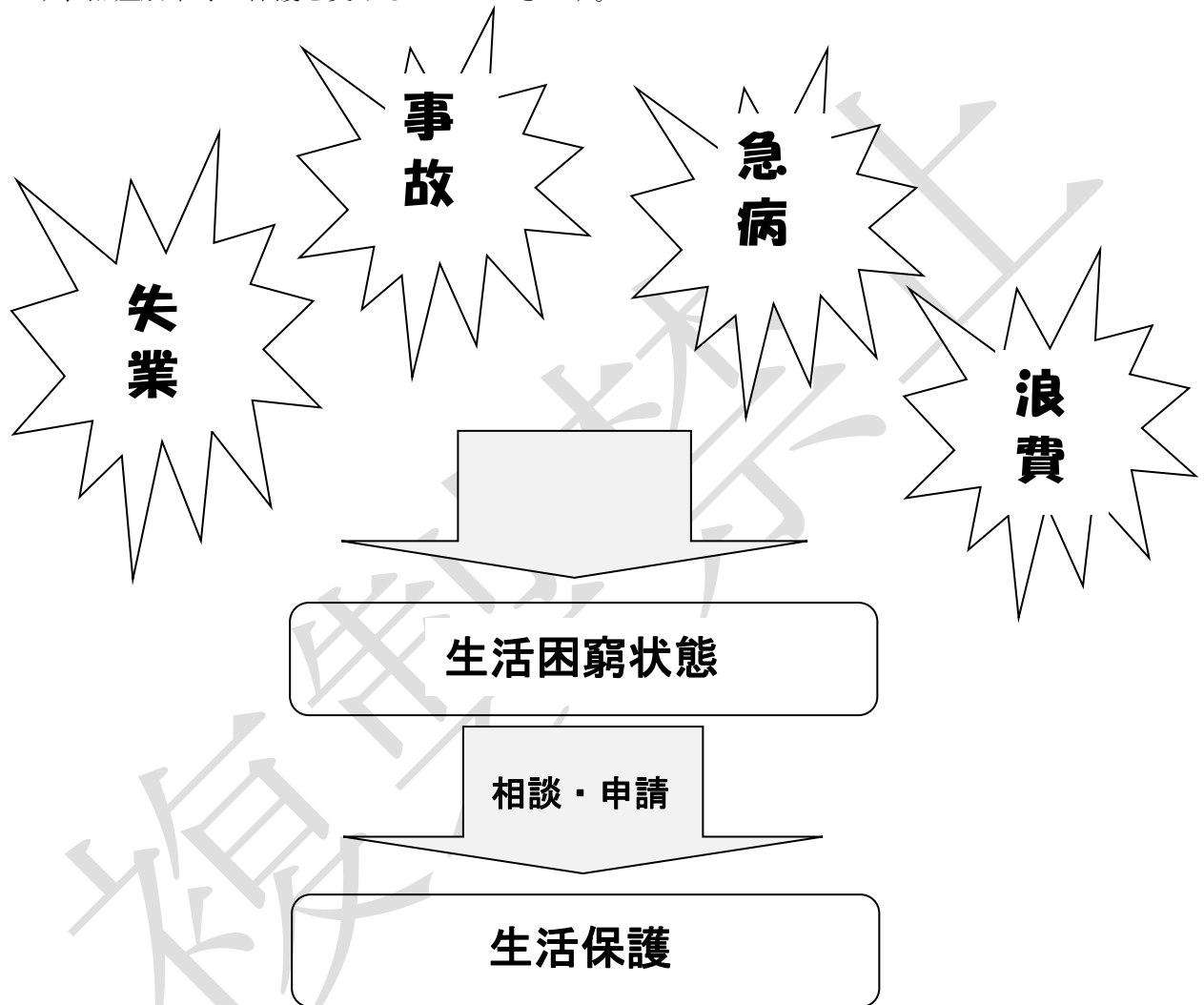
CHECK !

経済的な自立以外にも社会的な自立など、自立には様々な形があります。ケースワーカー（地区担当員・現業員）は、適切に金銭給付を実施して、最低限度の生活を保障することが、第1の仕事となりますが、それだけではなく、受給者の方々がどのような生活を送れば、自立した生活ができるかを、受給者の方と一緒に考え、支援していくことも重要です。

5. 無差別平等の原則（法第2条）

人は誰でも生活していく中で、思わぬ事故や病気・怪我・失業など様々な理由で困窮状態に陥ってしまふことがあります。

生活保護制度では、法律の定める要件を満たす場合には、その困窮状態に至った理由や経過を問わず、無差別平等に保護を受けることができます。



法律の定める要件を満たせば、困窮の理由は問いません。



6. 最低生活保障の原理（法第3条）

この法律で保障されている生活は「健康で文化的な最低限度の生活」と言われています。「最低限度」というラインは時代によって、変化しており、以前はエアコンの保有すら認めていない時代もありましたが、現在ではエアコンは積極的に保有を認め、購入費用についても支給されるようになってきました。生活保護制度で支給する金品についても数年に一回見直しが行われており、消費税の導入、税率の変化、景気動向によって支給される金額に変化があります。

7. 補足性の原理（法第4条）

生活に困っている方が、持っている資産や能力、その他あらゆるもの（**社会保険給付や恩給等、当然に受け取ることのできるもの**）を活用することが生活保護を受けるための要件となります。働けるのに働かない、仕事があるのに働かない、等の方は保護を受けることができません。また一定の額を超えた資産を保有したまま、保護を受けることができません。

CHECK !

自分に何かあったときのために貯金している方や、葬式代として生命保険等に加入している方が相談に来ることがあります。そういった方の中には、そのような貯金や生命保険は「資産」には当たらない、と考える方や、このお金がなくなったら、何かあった時に市役所が責任をとれるのか、とおっしゃる方もいます。

しかし、生活保護制度においては、資産と取り扱うものなので、保有の認められる額や保有が認められる性質などを十分に理解して、相談者の方に理解してもらう必要があります。

また民法に定める扶養義務者の扶養（民法第877条）は、受け取ることができた際には、それを収入として取り扱うこととなります。（第4章（3）5保護の決定）

CHECK !

例えば、親、兄弟が仕送りの意思を示しており、その仕送りを受ければ最低限度の生活が賄えるにも関わらず、「迷惑をかけたくない」等の理由で仕送りを拒否することはできません。

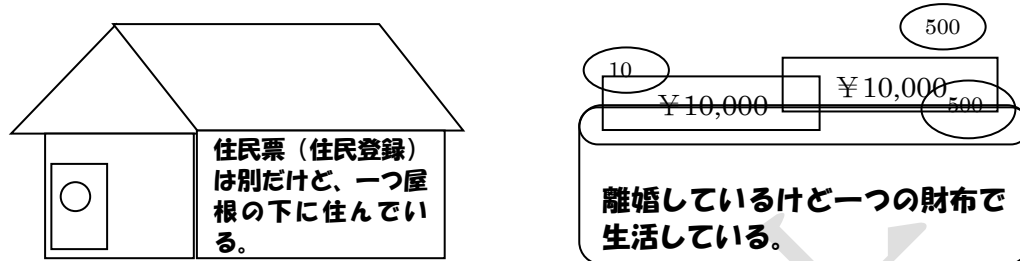
CHECK !

他の法律で受けられる扶助とは、各種年金や、雇用保険、各種手当等のことを言います。生活保護を受け始めても、それらの手当・年金等の支給を受ける権利がある人は、それらの手当・年金等の支給手続きをすることが保護を受けるための要件となります。（**他法他施策優先**）



8. 世帯単位の原則（法第10条）

生活保護は「世帯」を単位として、困窮の程度などを判断します。ここでいう世帯とは、住民票上の世帯ではなく、居住の同一性や、生計の同一性で判断します。



上のような場合も一緒に暮らしている方、同じ財布で生活している方は全員を同一世帯と考えます。

9. 保護の要否（最低生活費・保護基準）

では、どのような方が、どのような状態になると保護を受けられるのでしょうか。

生活保護はお金（資産や収入）の有無で必要性の判断を行います。（**保護の要否判定**）これは、「病気でないと保護を受けられない」「親の仕送りを受けないと保護を受けられない」等ということではなく、あくまでも相談にきた方の、お金（資産や収入）の状況のみで判定を行います。

保護の要否判定をするにあたり、まず国が、最低限度の生活をするために必要な経費を見積もった額（**最低生活費、保護基準**）を定めています。

着るものや食べるもの、日用品の費用、光熱水費、家賃等、1か月間に支出が必要だと想定される経費を積算して、算出されています。

また、この「**最低生活費（保護基準）**」は8で述べた「世帯」で考えられており、世帯の人数や年齢のほか、入院・入所等の生活の様態に応じて金額が変わります。

このようにして、算定された額に対して、相談に来た世帯の方の収入を対比して、収入のほうが少ない場合に保護を受けられることになります。

CHECK !

法第4条にいう「補足性」は保護を受けるための要件なので、お金の有無に関わらず、補足性の確認は必要です。

CHECK !

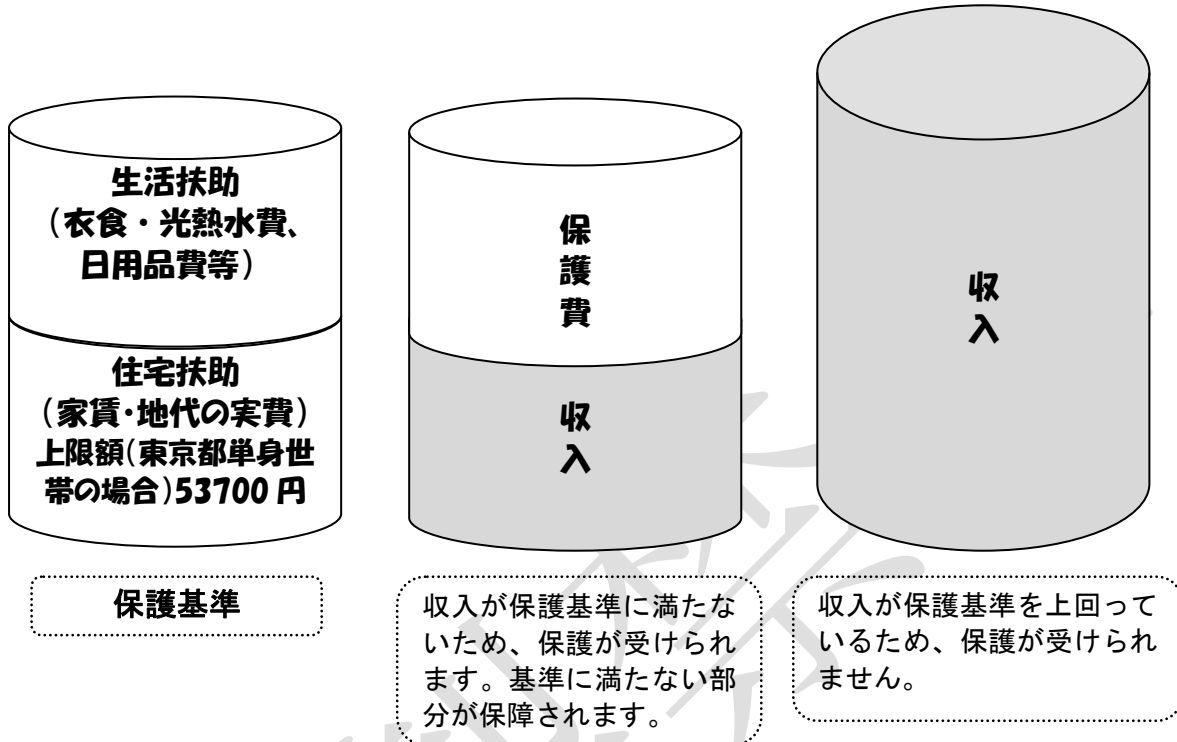
ただし、相談者に対し、「親族から援助が受けられるか聞いてきてください」「働けるかもしれないので、医者診断書をもってきてください」等と言って、申請を拒んではいけません。（いわゆる「水際作戦」はダメ）

CHECK !

補足性は、保護の申請を受けた後に職権で調査しましょう（法第29条）



最低生活費（保護基準）と収入を対比する要否判定のイメージ



上記のように、生活保護費はその方の収入額に応じて支給する保護費に変動があります。受給者の方には速やかな申告の義務があり、未申告や申告の遅れは指導・指示の対象になりますが、一方で、ケースワーカーは受給者の方が申告を忘れてしまったり、遅れたりしないよう、受給者の義務について十分説明し、申告の遅れや漏れがないか、確認することが職員の責務になります。また、保護費の算定について受給者の方に丁寧に説明し理解をしてもらう必要があります。



(2) 生活保護の内容

1. はじめに

生活保護には8つの扶助があります。困窮の程度や世帯の状況によって、受け取る金額や受けられる扶助に変化があります。現金で支給するもの、現物（実際に受給者の方がサービスを受けたり、品物を受け取ったりして、請求書等で直接サービス提供者に費用を支払うこと）で支給されるものがあります。

2. 扶助の種類

①生活扶助

着るもの、食べるもの、水道光熱費等の日常生活に必要な費用を賄うために支給されるものです。現金で支給されます。

インターネットなどを見ると、「**生活保護になると、電気・ガス・水道代が無料になる**」というような書き込みもありますが、実際には生活扶助として支給されたお金から生活保護受給者自身で電気代等を支払います。（東京都内では水道料金の基本料金が減免になります。）

②住宅扶助

家賃、地代の費用。現金で支給されるほか、市役所から家主に直接振り込む方法もあります。（代理納付）

ライフラインと同様に公営住宅の費用が無料になる、と考えている市民の方も多くいますが、都営住宅の使用料（家賃）も無料にはなりません。

③教育扶助

学級費、給食費等、義務教育に必要な費用。現金で支給されます。

生活保護とは別の制度で「**就学援助**」というものがあります。生活保護とも併用できますが、援助を受けられる費目が生活保護を受けている方と受けていない方で変わってきますので、よく確認しましょう。

就学援助とは 経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な場合に、学用品費・給食費・医療費等必要な援助を行う事業です。



④医療扶助

病気やけがの際に医療機関を受診するための費用。調剤薬局での薬代。市役所で発行する「医療券・調剤券」を医療機関等に提出すると原則窓口負担が無料になります。**(現物支給)**

診療の範囲は国民健康保険の保険診療の範囲内となります。保険診療外（自費）診療の場合は生活保護でも同様に給付対象外となります。

CHECK !

良くある質問として、入院時の「**差額ベッド代**」が生活保護の場合に支給されるか？というものがあります。治療上・医療上必要な場合の差額ベッド代は患者に請求してはいけません。

受給者の方が希望して個室等に入院した場合に請求される差額ベッド代は「治療上必要なもの」ではないため、支給対象外です。

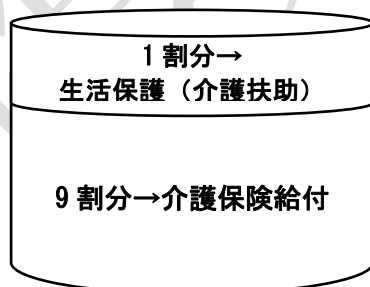
マッサージや針・灸などの施術について

施術の給付については、病状等により生活保護で支給対象となります。

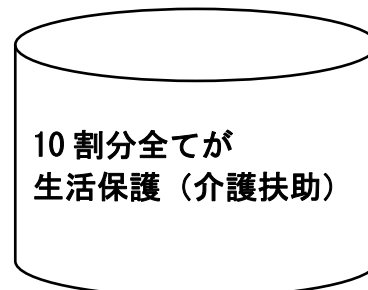
鍼灸院や接骨院に、「各種保険診療可」と謳っていることも多く、生活保護受給者を受け入れているところも多いですが、給付には要件があるため、注意が必要です。

⑤介護扶助

介護保険のサービスを利用するための費用です。身体の状態から家事援助のヘルパーなどが必要になった際に介護保険サービスを利用します。65歳以上の方は介護保険制度でサービス費用の9割が賄われますので、残りの1割分を生活保護**(現物給付)**で賄います。なお、65歳未満で特定疾病の方については、介護保険制度は利用できず、10割分を生活保護で賄います。



65歳以上の方



65歳未満の方



⑥ 出産扶助

お産のための費用です。妊娠・出産の際には「入院助産」という制度がありますので、出産扶助に優先して「入院助産」制度のご案内をする必要があります。

入院助産とは

出産に当たって、保健上必要であるにも関わらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、費用を助成する制度です。

⑦ 生業扶助

資格取得や就職活動のための交通費等です。受給者の方の経歴や職歴等を考慮したうえで、福祉事務所が自立に繋がると判断した場合に資格取得のための費用を支給します。

また、高等学校にかかる経費も生業扶助として支給されます。(交通費や教材費、入学試験料、入学金等)

生活保護では中学校を卒業した15歳以上の方は「稼働年齢層」と考えられており、「高等学校に通学することが、自立助長に効果的である」と認められる場合に、高等学校への通学を認め、就学に必要な経費を生業扶助で支給します。

－留年について－

「自立助長に効果的」な場合に認めるという考え方なので、「留年」については考慮されません。正規の修学年限までの支給となります。

－一定時制や通信制高校の場合－

先に述べた通り、義務教育を修了した者については、生活保護の考え方では「稼働年齢層」となり、「稼働能力」を活用することが保護を受けるための要件となります。

そのため、一定時制高校や通信制高校へ進学した場合には、昼間の稼働能力の活用(アルバイト等)が求められます。

⑧ 葬祭扶助

火葬にかかる費用です。亡くなった方を対象とするものではなく、葬祭執行する方が対象になります。例えば単身の方がなくなった際に、身寄りがなく誰も火葬の手続きを行えない場合に民生委員に葬祭執行者として葬祭扶助の申請をしていただき、火葬費用を葬儀業者に支払います。

亡くなった方の親族が火葬を行う場合

親族が火葬を行う場合、その親族に対して葬祭扶助の申請をしていただくこととなりますが、その場合、亡くなった方を所管する福祉事務所が葬祭扶助を実施する場合と親族が住んでいる自治体の福祉事務所が実施する場合があります、注意が必要です。

⑨その他（臨時的・一般生活費）

上記のもの他、生活していて臨時的に需要が発生する経費について、支給できるものがあります。

（例）転居の際の移送費（引越し代）、小学校や中学校に入学する際の入学準備金等。

年 月 日

〇〇市 福祉事務所長 殿

住所 〇〇市 _____

氏名 _____ (印)

一時扶助申請書

次のとおり、生活保護法による一時扶助を申請します。

- 契約更新料 ・ 火災保険料 ・ 保証料
- 敷金等
- 学習支援費 (_____)
- オムツ代 (_____ 月分)
- その他 (_____)

※金額が分かる資料(レシート・領収書や見積書など)と一緒に提出するようお願いします。



第2章で学んだこと

- ① 生活保護制度で保障されるのは ⇒ _____ な生活
- ② 生活保護の目的は ⇒ _____ の助長
- ③ 生活保護の原理・原則は ⇒ _____ の原理、_____ の原則
- ④ 生活保護の単位は ⇒ _____ 単位の原則
- ⑤ 生活保護の必要性を判定するのは ⇒ _____ 判定
- ⑥ 扶助の種類は ⇒
- ・ _____ (衣食・水道光熱費など生活費に充てるもの)
 - ・ 住宅扶助 (_____ に充てるもの)
 - ・ _____ (学級費や給食費など義務教育にかかる経費)
 - ・ _____ (病気や怪我の際に医療にかかるための費用
(原則、 _____ 給付))
 - ・ 介護扶助 (_____)
 - ・ _____ (お産のための費用)
 - ・ _____ (資格取得や就職活動のための交通費等の費用
(_____ の就学費用も _____))
 - ・ 葬祭扶助 (_____)
 - ・ 臨時的一般生活費 (_____ が発生する経費)



第3章 最初に覚えること

第1章では対人支援をしていく上で重要な想像力について、第2章では生活保護の事例を通して全体像をイメージし、その後条文に沿って原則や考え方、扶助の種類などを学びました。

この第3章では、皆さんが福祉事務所で仕事をしていく上で、一緒に働くことになる職員・各職種について説明します。法に規定されている職種（ケースワーカー、査察指導員、面接相談員、就労支援員）についてだけでなく、多くの福祉事務所に配属されている職種を説明しています。

また、ここに触れられていない職種・職員や、市民の支援のための支援プログラムを委託している福祉事務所もあります。

生活保護行政の現場では多くの方が市民の支援に関わっていきます。他職種の役割・機能を覚えて、協力し合いながら、生活保護を受けている方の自立を支援していきましょう。

次に、福祉事務所で働く上での心構えなどについてお示ししています。公務員としての倫理規定を遵守することを常に念頭において職務に取り組みましょう。



(1) 福祉事務所にはどのような職員がいるのか

1. ケースワーカー

ケースワーカー（地区担当員・現業員）、保護の決定実施を担う職員です。**（社会福祉法第15条 現業を行う所員）** 受給者の方の保護費の計算、支給決定の事務の他、受給者の方の自立のために様々な支援を行う必要があり、仕事は多岐に渡ります。ケースワーカー一人当たりの担当世帯数は80世帯が標準数とされています。**（社会福祉法第16条）**

～～ケースワーカーの仕事の範囲～～

支援をしていく中で、受給者の方や関係機関・支援者からの様々な依頼や要望を受けることがあります。そのような時にケースワーカーの仕事はどこまでか？と悩んでしまうことがあります。社会福祉法には「現業を行う所員」と規定されているだけで、仕事の範囲は明示されていません。

まずは、正しく扶助費を算定し支給することが重要です。金銭給付の誤り（保護費が足りない、支給が遅れる等）は受給者の方の最低生活保障（人権）を侵害していることになり、起きてはならないことです。

その上で、受給者の方の自立のために必要な支援を行います。「どこまでやるか」悩んでしまったときは同僚や査察指導員に相談し、1人で抱え込まないようにしてください。

2. 査察指導員

ケースワーカーの指導、支援を行うほか、ケースワーカーが行った保護費の計算に誤りがないかチェックを行います。またケースワーカー一人で対応することが難しい場合には面接や訪問に同行・同席し、ケースワーカーと一緒に受給者の方の支援を行います。**（社会福祉法第15条：指導監督を行う所員）**

ケースワーカー7人に対して査察指導員（査察指導員）1人が標準数とされています。**（厚生事務次官通達による）** 現在の社会福祉法には規定されておらず、社会福祉事業法時代の通達が根拠となっています。

～～査察指導員の心構え～～

査察指導員はケースワーカーの相談にのりつつ、保護決定事務の審査を行い、さらに受給者とケースワーカーの間でトラブルが行ってしまったときは、面接等に同席するなど、仕事は広範囲に及びます。

ケースワーカーが困っている時は積極的に声をかけて、ケースワーカーが一人で抱え込んでしまうことがないように支援する必要があります。

また保護決定事務の審査を行う際には「あらさがし」をするのではなく、正確な計算ができていないか、法的根拠が正しいかを視点にチェックしましょう。誤りがあった場合には「指摘」するだけにならないよう、誤りの内容、修正すべき点、正しい根拠や理由など分かりやすく説明しケースワーカーに理解してもらうことが必要です。

ケースワーカーとともに支援・援助対応をしている際に、査察指導員自身が悩み、困ることもありますが、その場合には他の査察指導員や管理職に相談し、ケースワーカーや査察指導員自身が孤立感を感じないよう組織的に対応する必要があります。



3. 面接相談員

生活に困った方の相談を最初に聞く職員です。市民の方が福祉事務所に訪れて最初に相談する職員が面接相談員であり、福祉事務所の顔になります。市民の方が最初に相談して印象が悪くなってしまうと、その困っている市民の方はそのまま相談に来なくなってしまう等、適切な支援につながる事が難しくなります。

相談者の方の困りごとを丁寧に聞き取ること、安心して相談者の方が相談できるよう心掛ける必要があります。

～～相談と聞き取りの違い～～

面接相談で重要なことは、相談をうけることです。

困窮の事実（収入や資産の状況）を聞き取るだけでは、相談にはなりません。

市民の方は、「こんなことを市役所で相談していいのか」「追い返されたらどうしよう」と不安を感じ緊張しています。その緊張を和らげ、①これまでどのように生活していたか②何をきっかけに生活に困り始めているか③困りごとは経済的なものか④今後どうしたいか、等を聞いて、解決策と一緒に考えていくことが必要です。

特に近年では「経済的困窮」「介護」「傷病」「引きこもり」など複数課題を抱えた相談者の方が多くいます。

相談現場では、聞き取った課題を整理し適切な支援に繋いでいく力が必要になります。

4. 就労支援員

生活保護を受けている方の就労に向けての支援を行います。（生活保護法第55条の7被保護者就労支援事業）

就職面接の受け方の支援、履歴書の作成支援、求人情報の検索支援など、支援は多岐にわたります。

ケースワーカーは生活保護の申請を受けたら、その方が稼働年齢層（65歳以下）の場合には、稼働能力を見極め、査察指導員、就労支援員の意見を聞きながら受給者の方の就労支援について方針を決める必要があります。就労支援員の支援を受けることになった場合には、就労支援員と密に連絡を取り合い受給者の方の状況を把握しましょう。

～～援助方針と就労支援～～

就労支援でよくある事例として、稼働能力の評価を行わず就労支援員に繋いでしまい、受給者の方が就労支援員との面接の際に体調不良を理由に就職活動を拒んでしまうことがあります。

受給者の方の希望などを踏まえたうえで、なぜ就労支援を受ける必要があるのか、よく説明し理解してもらうことが大切です。

また、就労経験のない人や長期離職中、精神的に落ち込んでいる方など、すぐに就労支援に繋ぐことが難しい場合があります。受給者の方の状態像に合わせて、どのような支援・援助をすすめるか、査察指導員、ケースワーカー、就労支援員と連携して方針を立てましょう。

※稼働能力の評価とは

年齢や医学的な面だけではなく、資格や生活歴・職歴等を把握・分析し客観的かつ総合的に勘案し評価します。

5. 健康管理支援員

生活保護受給者で、精神疾患のある方や、もしくはその恐れのある方の通院の支援や入院の調整、通院が途絶えてしまっている方の支援などを行います。

精神疾患がありながら、様々な事情で通院が途絶えてしまっている方を改めて治療につなげる場合や、精神科で入院していた人の退院調整等は、訪問看護やヘルパー、退院後の通院先の確保、自立支援医療の手続きなど、ケースワーカー一人で担うことは非常に困難です。そのような場合に専門的な知識をもった健康管理支援員と連携し、受給者の方が適切な治療や、安定した生活がおくれるように支援します。

6. 高齢者支援員

生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯の支援を行います。主に訪問や通院の同行のほか、その世帯の生活を把握し、介護サービスなどが必要な場合にはケースワーカー、地域包括支援センターと連携し、サービスの導入に向けて支援します。

介護保険サービス以外にも、配食サービスなど様々な社会資源があります。高齢者支援員は、日々高齢者世帯に訪問して、受給者の方の話を聞きながら適切なサービスに繋いでいます。

7. 多重債務者等支援員

生活保護受給者の中には、生活保護受給前に多額・多重債務のある方がいます。また、様々な理由から1か月分の生活保護費を計画的に遣うことができず、月末にはお金がなくなってしまう方もいます。

そのような方の金銭管理の支援を行います。

金銭管理支援を行います。実際に通帳や現金を預かることはできません。定期的に面接し家計簿の作成の支援や、支出の見直しなどの助言を行い、適切に家計の管理が行えるように支援します。

8. 適正受給調査員

主に年金受給権の調査と裁定請求の支援を行います。

生活保護受給者の中には、年金の受給権がありながら、もらえる手続きを行わず、年金をもらえていない方がいます。またもらえる手続きを一人でできない方もいます。そのような方の受給権の調査や、手続きの支援や代行をします。

9. 経理担当職員

主に保護費支給の経理事務を行います。ケースワーカーが行った保護の変更（保護費の計算）、支給決定の後に、実際に受給者の方にお金を渡す・口座に振り込む、などの事務を経理担当職員が行います。その他、過支給（多く支給しすぎてしまった生活保護費）となった生活保護費返還金の債権管理などを行います。

10. 医療・介護担当職員

医療券・介護券の交付等の事務、各種要否意見書の交付や管理等を行うほか、医療扶助費・介護扶助費の支払いを行います。

経理担当職員は必ずケースワーカー、査察指導員とは別に配置されていますが、医療・介護担当職員はケースワーカーが医療担当・介護担当と業務を受け持っていることがあります。

11. 嘱託医

医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言を行います。

メモ

(2) 福祉事務所職員としての心得

1. 生活保護を受給している方の権利を守ること

生活保護は経済的な給付をもって、最低生活保障を行うことが、まず第1に重要なこととなります。保護費の支給が遅れる・間違えるということは生活保護を受けている方の生存権を侵害していることとなります。そのことを肝に銘じてください。

2. 生活保護を受給している方の人権を守ること

生活保護を受給している方と、福祉事務所職員に上下関係はありません。また生活保護を受給している方も福祉事務所職員と同じように、家族があり、生活があり、様々な感情、希望、これまでの人生があります。

1人の人間として尊重することを忘れずに職務にあたってください。

～～受給者の方の呼び方～～

福祉の現場では、連絡を取ろうとしても連絡が取れない人、時に不正受給をする人や、市役所窓口でどなる人、ケースワーカーの個人攻撃をする人などがあります。そのようなことが重なっていくと、職員が辛くなり、気持ちの整理が出来ないこともあるかもしれません。

しかし、受給者の方を呼び捨てにする等の言動は厳に慎みましょう。受給者の方のような振る舞いになることの背景を考えを巡らせることが重要です。受給者の方と市役所に来られる様々な方との対応に違いはありませんか。日々振り返ってみてください。



※気持ちが整理できない・辛い時には・・・

対人支援に取り組む中で、相手の理解が得られない、心ない言葉を浴びせられたと感じてしまった時は、1人で抱え込まず同僚や上司に相談してください。

査察指導員・管理職の方も、職員のそのような場面を見たら面接に同席するなどの支援や、職員の悩みを聞いて、福祉事務所全体で問題・課題を共有し、職員が孤独を感じないようにしてください。

～～受給者を傷つけないこと～～

受給者の方には、これまで生活してきた中でその人なりの価値観があります。ケースワーカーの価値観を押し付けたり、受給者の方のプライドを傷つけたりするような発言は絶対にしてはいけません。

～～毅然とした対応～～

上記のように、福祉事務所では受給者の方と様々なトラブルがあります。そのような場合はケースワーカー一人で対応せず、同僚や査察指導員と複数で対応し、毅然と対応しましょう。

「何回お話になられても、回答はわかりません」

「こちらについては支給要件を満たしていないため、支給できません。」など、丁寧に、かつ毅然とした対応が必要です。

3. 現金を取り扱わないこと

ケースワーカーは現金を直接取り扱うことは厳禁です。

どのような場合でも保護費をケースワーカーが庶務係から預かって一人で受給者宅に届けるようなことはしないでください。

病院や施設などで、お金を預かってほしいと言われることがあります。そのような場合には、福祉事務所のルールとして現金を預かることができないことを伝えてください。また、そのような事案が生じた場合はケースワーカー一人で抱え込まず、査察指導員に報告し対応を相談してください。

4. 職務として支援していることを常に意識すること

受給者の方と接する上で、「〇〇さん、どこに住んでいるんですか」「結婚されていますか」等、個人的なことを聞かれることがあります。

ケースワーカーは個人的に受給者の方の支援を行っているのではなく、職務として行っています。また、受給者の方の生活費である金銭を扱っていること、そのことが受給者の方の生活に深く関わっているということを強く意識し、個人的な関係性に繋がるような支援を行わないよう注意してください。

- ・受給者の方の資産（通帳や現金等）を個人的に管理しないこと
- ・職員個人の資産（現金や携帯電話等）で支援（渡す・貸す等）しないこと
- ・住所等の個人の連絡先や家族構成を伝えること
- ・勤務時間外に受給者と連絡をとること
- ・受給者の方の保証人になること
- ・その他公務員の倫理規定に反すること

～1人で悩んでしまったら～

対人支援を行っている様々な場面において、一人で判断が出来ないことがあります。また相手の方から「なぜ、してくれないのか」と問われてしまい、困ってしまうことがあります。

そのような場合には「職務上のルールとして決められている」ということを相手に伝えてください。また上司にも報告・相談してください。

第3章で学んだこと

○福祉事務所に配置されている職員

- ・ 社会福祉法第___条 現業を行う所員 ⇒ _____
- ・ 指導監督を行う所員 ⇒ _____
- ・ _____ 行う職員 ⇒ 面接相談員
- ・ 生活保護を受けている人の就労に向けての支援を行う職員 ⇒ _____

※この他にもたくさんの職員が働いています。

○職員倫理

- ・ 生活保護を受けている人の_____を守ること

※保護費が支給できないということがあってはなりません

- ・ 生活保護を受けている人を_____てはいけません。

※人格や生き立ちなど、その人自身を否定することはいけません。

- ・ ケースワーカーは_____を取り扱わないこと

※個人の資産（お金など）を渡すことや、個人的な支援はしないこと

第4章 生活保護を受けるまでの流れ

第1章で対人支援に取り組む上で重要な想像力について、第2章では生活保護の大枠について、第3章では福祉事務所にいる職員の役割や心構えについて学びました。

本章では、実際に生活に困った方が生活保護を受けるまでの手続きの流れと、保護が決定されるまでの流れについて説明します。

生活保護の申請を受理すると、ケースワーカーは各種調査を速やかに実施し、申請者の方の要保護性を調査しなければなりません。

調査の内容や種類、その法的根拠、なぜ調査が必要なのかという目的などを良く踏まえて、必要な保護を適切に迅速に決定できるようにしましょう。

(1) はじめに

生活保護の相談は福祉事務所（生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口での受付を行っている場合や生活保護部門の相談係で受付を行っている場合があります。）で受け付けています。窓口には様々な理由で生活に困った方が相談に訪れます。

まずは相談者の方が、何に困っているのかを、相談者の方の話を聞いて理解することが重要です。

(2) 相談の流れ

生活相談

失業や病気、会社の倒産、離婚や死別等、様々な理由で生活に困った方が市役所を訪れます。どのような理由で生活に困っているか、困窮になった経過など丁寧に聞き取る必要があります。



保護の申請

生活保護は相談者（困っている方）の意思で申請をします。相談を受けた際には、申請意思を確認し意思がある場合には速やかに申請書を交付し申請を受理します。

CHECK !!

「申請権の侵害」という言葉があります。相談者の方に申請意思があるにも関わらず、申請書を交付しないということは絶対にしてはいけません。

助言

生活保護は「最後のセーフティネット」と言われています。他の支援策がある場合は、相談者の方に助言しましょう。また、相談者の中には他の窓口・手続きに行くことに不安を感じている方が多くいます。その場合には、同行や情報提供等の支援を行い、適切な相談支援につなげることが必要です。

CHECK !!

調査期間は14日間（特別な事情がある場合は30日間）です。



ケースワーカー調査

申請に基づき、保護の可否を判定します。定期的な収入の他、預貯金・固定資産・生命保険等の資産調査の他、実態調査（家庭訪問）・扶養義務調査を実施します。



決定

保護が必要な場合には「開始決定」を、必要ではない場合には「却下」を通知します。

(3) 調査の内容

第2章(1)9に述べた通り、生活保護は資産の状況によって保護の要否が決まります。そのため様々な調査を行います。(ただし、生活保護の相談段階(申請前)に調査を行うことはできません。)

調査権について

生活保護法第29条では「保護の決定若しくは実施」のために調査ができると定めています。そのため、保護の相談段階で金融機関に照会したり、扶養義務者に連絡をして扶養を求めたりすることはできません。

1. 金融機関調査

申請者が申告した金融機関のほか、各金融機関の本店に照会文書を送付して、口座の有無を調査します。未申告の口座があった場合には金融機関の支店毎に照会文書を送付し口座残高や取引履歴を調査します。

2. 生命保険調査

生命保険の保有の有無のほか、申告のあった生命保険の契約内容の調査を行います。生命保険については保有の要件があり、解約返戻金の額や保険名義人、受取人、契約者、保障内容等を確認し、資産価値が高い場合には、解約返戻金を最低生活維持のために活用していただくことになります。

保有容認の目安

解約返戻金・・・30万円 or 最低生活費3か月分
保険料・・・生活扶助基準の15パーセント

法第 29 条調査（例）年金調査

〇〇〇発第〇-×××号
令和 2 年 8 月 5 日

〇〇年金事務所長 殿

〇△市福祉事務所長
福祉 太郎

生活保護法第 29 条に基づく年金調査について（依頼）

現在、以下の者は生活保護法による保護を受給中であり、適正な保護の実施決定及び実施のため年金受給状況に関して調査する必要があります。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、次の事項について調査の上ご回答下さるようお願い申し上げます。

なお、頂いた資料は厳秘として取り扱いますので念のため申し添えます。

住 所 〇〇市■町 1-1-1

氏 名 △△ 〇〇

生年月日 昭和〇〇年△月□日

調査事項 平成〇〇年中の年金収入について平成〇〇年 1 月～平成△△年 12 月までの期
間における年金額と実際に支給した月について回答願います。

以上

（参考）生活保護法

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産および収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けて期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

〇△市役所
生活福祉課保護第 1 係
〇△市■町 2-2-2
担当 □□

3. 実態調査（家庭訪問）

申請者の方が届け出た住まいに届け出た世帯構成で生活しているか、生活状況を把握するために実施します。家の中に入るため、申請者のプライバシーなどにも配慮する必要があります。

申請者の中には、高齢の夫婦二人世帯で申請をしたものの、実は引きこもりの息子が同居していた、というような場合や、単身男性として申請をしたが内縁の妻と同居していた、等、実態と申請の内容が異なる場合があります。生活保護は生活実態に即して実施しますので、基本的には同居している方全てを同一世帯として扱い、保護の可否を判定する必要があります。

4. 扶養義務調査

第2章（1）7のとおり、民法上の扶養義務は生活保護に優先されます。そのため、扶養義務者にあたる親族（直系血族・3親等内）に扶養の可否をたずねるための文書を送付します。

戸籍調査

扶養義務者の所在を確認するためにまずは申請者の戸籍を取得し、親族の有無を確認します。その後、親族の戸籍を順次調べ、所在を確認します。

（法第4条第2項）

扶養の意思確認について

扶養義務調査については、申請者の方が「家族に迷惑をかけたくない」「親から仕送りをしてもらわないと保護を受けられないのか」等、調査に抵抗感のある方、親族からの扶養が保護の要件であると思っている方が多くいます。

あくまでも「扶養義務者の方が、普通に生活をおくっていて、なお余力がある場合には、その余力を援助に回せないか？」ということを確認するためのものなので、援助を強制するものではありません。相談者の方に制度説明をする際にはその点をよく説明しましょう。

CHECK !!

DV等被害者の場合等、加害者に所在を知られては困る（危険が及ぶ可能性がある）方もいます。また幼少期に虐待を受けていた、離婚後に長期間交流がなかった等の場合など考慮が必要な場合もあります。

扶養義務調査は親族関係を破たんさせるためのものではありません。申請者の困窮に至った事情を踏まえ、機械的に調査を実施することはやめましょう。

扶養国会(例)

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について(照会)

あなたの_____に当たる_____さんは、生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされています。

ついては、保護の決定及び実施の上で必要がありますので、あなたがどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までに御回答ください。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

生活保護法

- 第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

- 第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。
- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

5. 保護の決定

調査の結果、保護が必要な方には生活保護の開始を決定します。その際には「生活保護開始決定通知」を交付します。また保護開始時には、どの扶助をどの程度支給するか、保護の程度を決定します。(p 15. 決定通知参照)

程度の決定

(例示) 保護基準 15 万円 (生活扶助 10 万円、住宅扶助 5 万円)、通院あり、介護保険サービス利用有。年金収入 5 万円の場合

保護の種類 (生活扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助)

保護の程度 保護基準 15 万円－収入 5 万円＝10 万円 (生活扶助・住宅扶助)

各種制度の資格喪失の連絡

生活保護になると国民健康保険から離脱します。その際に国民健康保険証を返却しないと保険料が継続して発生してしまうだけでなく、保護受給後に国民健康保険証を使用してしまうと医療費の請求の際に資格がないため、医療機関が困ってしまいます。

他にも介護保険、自立支援医療制度など保険者が変わることの影響を受ける制度や、生活保護の方は対象外となっている各種助成・減免 (高齢者の住宅費助成等) がありますので、保護決定時には各窓口での手続きに同行し手続き漏れがないようにします。

6. その他（よくある質問・疑問）

家を持っていたら保護を受けられないの??

持ち家（マンション含む）に居住しているからといって、保護を受けられないわけではありません。土地・家屋の資産価値を調査し保有の可否を判断します。

法第4条で「最低生活の維持のために活用する」と規定されていますが、活用の方法にはおおむね①当該資産の保有を認めて、その本来の用途に従って活用する、②売却あるいは貸与により得た収益を最低生活費に充てる、に分けられます。

しかし居住用の資産については処分価値と利用価値の比較が困難であることから、ケース診断会議などを経て、保有の可否を判断することになります。

なお資産価値は保護申請を受理した後に調査できますので、まずは相談者のかたに丁寧に説明したうえで、保護申請を促し、申請後に保有の可否を判断します。



保有が否認された場合

相談者の中には、土地・家屋等の資産を保有しているものの、すぐに現金化できないため、相談時点では生活費が不足して困窮している人がいます。

その場合に、「土地・家屋があるから保護申請は却下」としてしまうと、その方の生存権の保障ができません。

このような時は、資産の保有は否認するものの保護は適用するという形になります。ただし、これは「資力がありながら保護を受けた場合」（法第63条）になるため、資産の売却指導を行い、売却されて資産が現金化（資力が具現化）された時に、現金化された範囲内で既に支給していた保護費の返還を求めることとなります。

保護費の返還については、受給者の方にも精神的な負担を強いることとなりますので、このような取り扱いをする場合は事前に丁寧に説明する必要があります。

車を持っていたら保護を受けられないの??

自動車、バイクの保有は原則として認められていません。また他人名義の自動車等の運転も認められていません。では自動車やバイクを保有している人は、保護を受けることができない、保護申請ができないのでしょうか。



車を持っていることが保護申請を妨げることはありません

他の資産と同様に自動車・バイクの保有にはいくつかの要件があります。しかし保有の可否判断は保護申請後に行うものなので自動車・バイクを保有していることをもって、申請を拒むことはできません。保護開始の際に、保有を認めない判断をした場合は保護開始後に「売却指導」となります。

また会社等に所属し運転手として働く場合には自動車の運転をすることは問題ありません。あくまでも「日常利用（買い物や旅行など）」として他人名義の車の運転をすることが認められていません。

ホームレスは保護が受けられない??

市役所に普段は河川敷で寝泊りしているホームレスの方が、「保護を受けたい」と相談に来所しました。その場合、どうしたらよいのでしょうか。法第30条において「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする」と規定されています。居宅の無い、ホームレスの方は保護を受けられないのでしょうか。



保護は受けられます。問題はどこで保護するか…

保護を受ける権利は国民の権利であり、ホームレスの方の申請も拒んではいけません。

ただし、法第30条に定められているとおり、河川敷にいる状態で生活保護を適用して保護費を支給することはできません。福祉事務所として、ホームレスの方が寝泊まりできる場所（主に無料低額宿泊所）を案内して、そこを生活する場所として生活保護を適用します。（無料低額宿泊所の利用が困難な方もいますので、その場合には様々な社会資源の利用を検討する必要があります。）

※無料低額宿泊所とは 生計困難者に無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業（第2種社会福祉事業）

※その他の社会資源 救護施設や更生施設等の保護施設（生活保護法第30条に定められた施設）のほか、依存症の治療のための施設（ダルクやマック）など

生活保護の人は貯金はだめ？

インターネットなどの情報を見ると、生活保護の相談に行ったら、「貯金が無くなってから相談に来てください」と言われた等の情報があります。生活保護の申請をするときや生活保護を受けている方は貯金してはいけないのでしょうか。



必ずしもダメなわけではありません。

- ① 生活保護の申請時の要否判定（第2章（1）9）の時は預貯金額を収入として取り扱うこととなります。ただしあくまでも収入の一部を含めて計算すること（保護基準の1/2を上回る額を収入として計算する）ですので、必ずしも貯金が0円にならないといけない、ということではありません。特に申請者の方は減収や失業、病気などで不安になっていますので、手持ち金・預貯金が0円になるまで追い込まれるようなことがないように、丁寧な説明が必要です。
- ② 生活保護受給中は日々のやり繰りのなかで、貯金をすることは認められています。あまりに高額（目安として最低生活費の半年分）の貯金がある場合には、収入として取り扱い、保護の廃止を検討することがあります。しかし、生活保護費として支給されているのは「最低生活費」なので、貯金を優先することでちゃんと食事が摂れていない、真夏の暑い中でエアコンもつけずに過ごして体調を崩しそう、というような過度な節約は受給者の方の健康を害してしまいます。一方で冷蔵庫が壊れてしまったり、テレビが壊れてしまったりという臨時出費は避けられないため、そのために日々少しずつお金を貯めることは、健全な家計管理といえるでしょう。貯金があることが分かった場合には、そのような視点で生活をおくるうえで欠けているものがないか、無理をしていないかなど、受給者の方の生活状況を聞き取って、健康で文化的な生活を営むための支援が必要です。

第4章で学んだこと

○面接相談の場面で

- ・絶対してはいけないこと ⇒ _____の侵害

○保護決定に際して

- ・調査に要する期間 ⇒ 申請から決定まで_____日間
- ・生活実態を確認するために_____を行う（_____調査）
- ・金融機関や生命保険等の_____の調査を行う法第_____条調査
- ・保護費の額を決めて決定する ⇒ _____の決定



第5章 事例から生活保護を考える

第1章から第4章を通して福祉事務所で働く上での心構えや、生活保護制度の内容やその根拠、考え方などを学びました。

ここからは事例を通して様々な支援の形や、その事例を通して生活保護を受けている方の義務などについて説明します。

複製禁止



(1) 傷病をきっかけに生活保護を受給している单身男性の例

事例2

Aさん（40歳）は3か月ほど前に旅行中に怪我をしてしまい、それを理由に失業し、生活保護の受給を開始しました。

怪我の治療は順調でAさんは通院しながら、今後の生活について考えています。

生活保護受給前は派遣就労だったため、雇用保険なども加入していなかったようです。Aさん自身は早く生活保護から自立したいと考え、担当のBケースワーカーに相談しました。



Aさん「Bさん、お世話になっています。だいぶ体調が良くなってきたから、そろそろ仕事を探そうと思っているのですが。ただこの年齢なのですぐに見つかるかどうか不安で。」

Bケースワーカー「そうですね、確かにひとりで進めるのは不安ですね。こちらでもお手伝いできることもありますので、一緒に考えていきましょう。」

受給者の方の就労支援は様々な方法があります。

事例のようにAさんが求職活動を始めたい場合、ケースワーカーとして、速やかに積極的な支援をしていく必要があります。

ただし、Aさんは怪我を原因として失業してしまっているため、怪我の治り具合など今働くことができる身体の状態なのかを確認する必要があります。

※稼働能力調査とは

受給者の方が健康上の問題から働くことが可能かどうか、可能な場合はフルタイム就労が可能か、パートタイムでの就労からスタートすべきか、などの調査を行います。通院先に「稼働能力調査票」という書面を送付して主治医の意見を聞いたり、場合によっては受給者の方の通院に同行して主治医の意見を聞いたりします。

事例のAさんの場合、ご自身で就労可能と判断して求職活動を始めようとしています。中には体調が悪く通院が必要な場合でも無理をしてでも働こうとする方もいます。自分が担当している受給者の方の通院の状況などを確認して、体調や稼働能力を把握することでスムーズな支援に繋がります。

※生活保護の目的と自立の助長

失業後、様々な理由から疲労が蓄積し、生活保護の受給が始まった時には、すぐに仕事を探そうという気持ちになっていない方もいます。

このような場合には生活保護を受けるための要件を満たしておらず（第2章（1）7補足性の原理）義務を果たしていません。（第6章（2）2生活上の義務）



生活保護申請時に保護制度の説明で権利・義務の説明は行いますが、それでも、このようなことがあります。その場合には、改めて丁寧に制度の趣旨、権利、義務を説明し理解してもらい、就労支援を進めていきましょう。

病状(稼働能力)調査票(例)

(該当項目に具体的に記述、または○を付けてください)

対象者	フリガナ 氏名		年 月 日
	居住地		
① 1.診断名 ② ③			
2.現在の病状、投薬内容を含む治療内容		6.就労の可能性及び程度	
3.今後の治療と見込み期間		ア.普通に就労できる。 ① 深夜労働などの重労働も可能 ② 普通の就労が可能 ③ アルバイトなどが可能	
4.日常生活の留意点 ア. 安静について イ. 食事について ウ. その他注意する事		イ.軽い仕事ならできる。 ① 簡易な作業を8時間程度 ② 簡易な仕事を4時間程度 ③ 簡易な仕事を2時間程度 ④ 電話番等体を動かさない仕事なら可能 ⑤ 福祉的就労(作業所など)なら可能	
5.通院の必要性和回数 ① 週に一度 ② 2週に一度 ③ 月に一度 ④ その他		ウ.就労できる状態ではない ① 常時臥床が必要 ② 安静が必要(臥床の必要なし)	
エ.その他			
年 月 日			
医療機関名			
医師氏名			

**事例2a**

稼働能力調査の結果、Aさんの怪我の状態は安定しており、特に求職活動や就労には制限がないことが分かりました。BケースワーカーはAさんの意欲が高いため、早急に何らかの支援を行う必要を感じ、査察指導員に相談しました。



B ケースワーカー「C 査察、Aさんが早く働いて保護から自立したいという希望なんです。ただ彼は生活保護受給前が派遣就労だったらしくて、今回は安定した仕事に就くことを希望しているんです。」

C 査察指導員「そうか。Aさんが働きたいと言っているんだから、早めに支援したいね。急いで就労支援員に相談して、Aさんの職歴等から、どんな支援ができるかアドバイスをもらおう。必要とあれば就労支援員からハローワークに繋いでもらえるしね」

就労支援はケースワーカー一人で行うものではありません。

受給している方の経歴や希望などを考慮し、就労支援員やハローワークの支援をうけて求職活動を進めていきます。

まず、ケースワーカー、査察指導員、就労支援員が一体となって、どのような支援をしていくか検討し、受給している方と支援方針を共有することが重要です。

その際には生活保護制度の趣旨・就労支援・就労指導の必要性などを十分に理解してもらう必要があります。

**事例2b**

C 査察指導員の助言を受けてBケースワーカーはD就労支援員にAさんのことを相談することにしました。

Bケースワーカー「Dさん、相談したいことがあるんですが。僕の担当しているAさんという方が早期の就労自立を目指してしまして。何か支援をしたいと考えているんですが」

C 査察指導員「Aさんは保護受給前は派遣就労だったようです。正社員での就労経験はなく、自動車免許以外では資格などもないようです。」

D 就労支援員「わかりました。ちょっと記録を見せてもらいますね」

D 就労支援員「この方、3年ほど前まで働いていたところで、危険物取扱のお仕事をかなり長くされていますね。それに倉庫内でフォークリフトなどを運転していたこともあるようです。この経歴なら倉庫内作業等の管理で良い仕事があるかもしれません。そのような仕事に向けての支援ができると思いますよ。」

Bケースワーカー「そうですか。それは良かった。Dさんの面接を受けてもらう感じで良いですか？」

D 就労支援員「私だけでなく、ハローワークの支援も受けしてもらいましょう。この方に合った求人などはハローワークのほうがあるかもしれませんし。並行して私も面接の受け方や心構えなどをお伝えするような支援ができると思います。」

C 査察指導員「わかりました。よし早速Aさんとみんなで面談して、今の話を伝えて、Aさんの希望を聞いてみよう。」

Bケースワーカーは査察指導員、就労支援員に相談することで、Aさんへの支援の方向性が見えてきました。

このように、受給者の方の支援は色々な職員が連携して行っていきます。

BケースワーカーはAさんと呼んで、査察指導員、就労支援員に同席してもらい面談を行いました。

事例2c

Bケースワーカー「Aさん、このように私たちが考えてみましたが、いかがでしょうか」

Aさん「うん、確かにフォークも運転していたし、福祉事務所からハローワークに繋いでくれるのならば安心です。」

D 就労支援員「ハローワークの初回面接には不安であれば私も同行できますので、安心してくださいね」

Aさん「ありがとうございます。よろしくをお願いします。」

C 査察指導員「では、Aさん、これまで話し合った方向で我々福祉事務所としてもAさんを応援していきます。今日決まったことを自立活動確認書に書いていただき、我々とAさん両方で持っていましょう。また必要に応じて方向性などを見直すこともできますので」



自立活動確認書(例)

		作成年月日		年	月	日
氏名		生年月日	S・H	年	月	日生(歳)
				男・女		
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
目標 (総括的に記載)						
就 職 希 望	就業形態	<input type="checkbox"/> 正社員(フルタイム) <input type="checkbox"/> パート、アルバイト等 <input type="checkbox"/> その他()				
	職 種	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 整備 <input type="checkbox"/> 工場・倉庫作業 <input type="checkbox"/> 接客 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
	場 所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 具体的に()				
	通勤時間	<input type="checkbox"/> 30分以内 <input type="checkbox"/> 30分~1時間 <input type="checkbox"/> 1時間~2時間 <input type="checkbox"/> 2時間以上				
	通勤手段	<input type="checkbox"/> 電車通勤可 <input type="checkbox"/> バス通勤可 <input type="checkbox"/> 自転車通勤可 <input type="checkbox"/> その他()				
	勤務日数	(週) <input type="checkbox"/> 1日~2日 <input type="checkbox"/> 2日~3日 <input type="checkbox"/> 4日~5日 <input type="checkbox"/> その他()				
	勤務時間	(日) <input type="checkbox"/> 3時間以内 <input type="checkbox"/> 3~5時間 <input type="checkbox"/> 5時間以上				
	勤務時間帯	<input type="checkbox"/> 日勤 <input type="checkbox"/> 夜勤 <input type="checkbox"/> 交代勤務 <input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 終日 <input type="checkbox"/> その他()				
	休 日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不問				
	賃 金	(月給) () 円程度 (時給) () 円程度				
	その他	<input type="checkbox"/> 社会保険有 <input type="checkbox"/> 住み込み希望 <input type="checkbox"/> その他()				
	留意事項 (注釈)	<input type="checkbox"/> 病気療養 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> その他()				

ここからは福祉事務所職員と話し合ってお記入してください。

支援内容 (目標達成に向けて取り組んでいく内容)	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者等就労自立促進事業への参加を希望します。 <input type="checkbox"/> 就労支援員による支援を希望します。 <input type="checkbox"/> 自主的にハローワークなどを利用し、求職活動を行います。 <input type="checkbox"/> その他() ●具体的な活動内容(複数選択可) <input type="checkbox"/> ハローワークでの求人情報の閲覧(月 回以上) <input type="checkbox"/> ハローワークでの職業相談や職業紹介(月 回以上) <input type="checkbox"/> ハローワークの紹介による求人先への応募(月 回以上) <input type="checkbox"/> ハローワークの紹介による求人先との面接(月 回以上) <input type="checkbox"/> ハローワーク等を利用せず、求人先への応募・面接(月 回以上) <input type="checkbox"/> 就労支援員による支援(月 回以上) <input type="checkbox"/> ケースワーカー又は就労支援員との面接・面談(月 回以上) <input type="checkbox"/> 履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等の各種セミナー等への参加 <input type="checkbox"/> 公共職業訓練や求職者支援訓練等の就労のための訓練活動 (具体的に)
その他	

(注意事項)
 ○毎月 日に、又は就職が決定するなど内容の変更が必要ときには、活動状況を福祉事務所のケースワーカーに報告してください。
 ○求職活動の状況によっては、目標や方針を見直す場合があります。

上記の自立支援計画表に基づいて、支援を受けるとともに、早期の目標達成に向けて努力・活動します。

年 月 日

氏名(署名)

※自立活動確認書

受給者の方の希望や、今後の求職活動方法などを記載する書面の一例です。

受給者の方の希望や、状況に合わせて事例のようにケースワーカーや就労支援員と一緒に作成する場合と、一旦受給者の方に渡して、ある程度書いてきていただく場合もあります。

また、必ず振り返りの時期を決めておき、一定期間が経過した際には、再度受給者の方、ケースワーカー、就労支援員、査察指導員で面談を行い、支援方針を見直してください。



事例2d

AさんはD就労支援員に同行してもらいハローワークのナビゲーターにつながり、定期的にハローワークに通い求職活動を行っています。またD就労支援員との面接も継続し履歴書の書き方や面接への臨み方などの支援を受けています。

Aさん「Bさん、今月の求職活動報告書と無収入申告書です。よろしくをお願いします。」

Bケースワーカー「Aさん、ご苦労様です。求職活動のための交通費も急ぎ支給しますね。」

Aさん「ありがとうございます。がんばります。」

求職活動状況報告書・移送費申請書(例)

様式 号

年 月 日

〇〇市福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

Ⓜ

私の求職活動状況を下記のとおり報告いたします

()月分

日	仕事を探した方法	会社名	所在地	TEL	仕事の内容	担当者氏名	結果
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※就職活動のための交通費

事例のように受給者の方が求職活動を始めた場合には臨時的一般生活の移送費を支給することができます(局長通知第7-2(7)ア(キ)被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合)ので、就労支援を開始し、面接や就職面接等に取り組み始めた時には移送費申請の案内を忘れないようにしてください。

また、福祉事務所が就労可能(65歳未満の稼働年齢層で傷病などの就労阻害要因がない場合)と判断している受給者の方は、原則毎月収入・無収入申告書を提出しなければいけません。(厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施料要領の取り扱いについて」問8の55)

求職活動報告書及び収入・無収入申告書を毎月確認し、生活状況及び求職活動の状況などの把握に努め、適切な支援を行う必要があります。



収入・無収入申告書(例)

第 号様式

年 月 日				
〇〇市福祉事務所長 殿				
申告者 住所 _____				
氏名 _____ 印				
次のとおり、私の収入について申告します。				
収入申告 (すべての収入について記入してください。)				
区 分	当 月 分	前 3 カ 月		
月 別	月分	月分	月分	月分
働いて得た収入	円	円	円	円
働いた日数	日	日	日	日
必 要 経 費	交 通 費	円	円	円
	社 会 保 険	円	円	円
	税 金	円	円	円
手 取 り 収 入	円	円	円	円
勤 務 先	名称	所在地		
年 金 ・ 仕 送 り 等	種類		(年額)	円
			(月額)	円
	種類		(年額)	円
			(月額)	円
そ の 他	種類		(金額)	円
無収入申告(収入のない場合、次の該当する事項を○でかこんでください。)				
1病気のため 2老齢のため 3障害のため 4失業のため 5育児のため				
6その他(
注意事項	1 虚偽の申告をして生活保護を受けた場合、生活保護法第85条の規定により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。			
	2 この申告書は 年 月 日までに提出してください。			



事例2e

Aさんは熱心に就職活動に取り組み無事に就職が決まりD就労支援員に報告に来ました。

Aさん「就職が決まりました。勤務開始は来月1日からです。通勤先が〇〇駅になるので、結構交通費がかかりそうです。交通費は初任給に支給されるようなのですが・・・」

D就労支援員「Aさん、おめでとうございます。交通費がかかるんですね。確かに大変だと思いますので、Bケースワーカーに相談してみましょう」



Bケースワーカー「Aさん、お仕事決まったんですね。おめでとうございます。Dさんから交通費のことは聞きました。初任給が支給されるまでの間の通勤交通費は別途支給できますので、こちらの“就業報告書”に勤務条件などを書いてください。」

就職活動の結果、就職が決まった場合には給料や社会保険の加入など勤務条件の確認が必要です。ただし、収入申告義務などの説明に終始するのではなく、まずは就職が決まったことに対して「おめでとう」という言葉をかけましょう。

※初任給が支給されるまでの通勤費

局長通知第7-8（3）就職支度費で支給することが可能です。勤務地などの勤務条件を確認のうえ、スムーズに就労が開始できるよう支援してください。

就 業 報 告 書 (例)

令和 年 月 日

氏 名 _____

住 所 _____

会社名	
住 所	
電 話 番 号	
勤 務 内 容	
雇 用 形 態	正社員 契約社員 嘱託 派遣 パート・アルバイト その他
勤 務 時 間	
休 日	
給与体系（時給）	
給 料 日	日締め 日払い
給与支払方法	口座振込（ ） 現金
通 勤 方 法	電車 バス 自転車 徒歩 その他（ ）
通 勤 費 (実 費)	電車： ～ 往復 円
	バス： ～ 往復 円
	： ～ 往復 円
	定期券： ～ 往復 円
社 会 保 険	有 無
就 業 開 始 日	
備 考	

**事例2f**

Aさんは就労を開始しました。

翌月、給料明細書を持って市役所に来所しました。

Aさん「Bさん、初任給が支給されました。申告にきました」

Bケースワーカー「Aさんお疲れ様でした。一か月働いてみてどうでしたか。慣れない仕事で大変だったのではないですか」

Aさん「はい、最初は戸惑いましたが、周りの同僚が良い人ばかりで、教えてもらいながら何とか頑張っています」

Bケースワーカー「そうですね、同僚の方たちが良い人みたいで良かったですね。それでは収入申告書の書きかたを説明しますね」

就労を開始しても収入が最低生活費を上回らない場合には保護は継続します。**(第2章(1)9保護の要否)**

保護を受けている方は給与が支払われたら、給与明細をもって収入申告を行わなければいけません。**(第6章(2)3届出の義務)** 収入申告書の書き方が分からない、という方もいますので、そのような場合には書き方を丁寧に説明してください。

ケースワーカーは受給者の方から収入申告が提出されたら、その収入に合わせて保護費の計算をする必要があります。**(第4章(3)5保護の決定、程度の決定)**

程度の決定を行うことを「収入認定」といいますが、特に収入認定の処理については、支給済み保護費の返還を求める場合や、翌月以降の保護費をどのように計算して支給するか等、受給者の方に丁寧に説明します。

事例2g

Aさんは継続して就労し給料も増えてきました。

ある月の給料で最低生活費を上回る給料を得ることが出来ました。

Bケースワーカー「Aさん、お疲れ様です。今月の給料で保護の要否判定上、保護を要しない状態になりそうです。」

Aさん「良かったです。頑張ったかいがありました。これで自立ですね」

Bケースワーカー「就労して自立に繋がった場合に就労自立給付金というものが支給できますので、こちらの申請書を記入してください。」

就労収入が増加し、保護基準を上回った場合には、保護の要否判定**(第2章(1)9保護の要否判定)**を行います。保護を廃止する際の要否判定には、実際に需要のある費目(医療費や介護費用・一時扶助等)を最低生活費に計上し、収入充当額と対比する必要があります。(保護開始と廃止の場合で要否判定に用いる費目が異なります)

就労収入の増加によって、保護が必要なくなった場合には就労自立給付金が支給できますので、速やかに申請を促してください。



※就労自立給付金

生活保護を脱却するためのインセンティブの強化、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することを目的として、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して一定額を支給するもの（**生活保護法第55条の4、厚生労働省社会・援護局通知「生活保護法による就労自立給付金の支給について」**）

※保護が廃止になった場合の注意事項

生活保護が廃止になった場合には改めて国民健康保険に加入する必要があります。（就労先で社会保険に加入している場合は除く）

その他にも保護が廃止になった場合、保険者の変更や減免制度の変更など様々な手続きがあります。

生活保護法



(2) 路上生活からの脱却

事例3

Eさん（75歳）はC市内のアパートで独り暮らしをしていました。月5万円の年金と月10万円程度のアルバイト収入で生活していましたが、不景気から12月末を最後にアルバイトが無くなってしまい、1月の給料を得ることができませんでした。アルバイトを探していましたが、75歳という年齢からなかなか次の仕事が見つからないまま、2月末の家賃が支払えず、そのまま月日が経過してしまいました。7月にアパートが解約となり、Eさんはどこに行く当てもなく路上生活となってしまいました。



8月、暑さのためEさんは路上で倒れてしまいC市内のX病院に救急搬送され、医療費も支払えないことから生活保護を受給することになりました。

人は生きていく中で予想も出来ない出来事から生活に困ってしまうことがあります。

事例のEさんもアルバイトをしながら生活していましたが、失業から家を失い、入院に至りました。

生活保護制度はこのように様々な理由で生活に困った方の支援を行います。そして自立の助長に向けた支援を行います。

Eさんの自立支援を色々な角度から考えていきましょう。

※自立とは

経済的に自立する「経済的自立」だけではなく、食事や買い物、身の回りのことなどの「日常生活自立」、地域社会の一員として生活を送る「社会生活自立」があります。

経済的な給付が生活保護制度の柱ですが、経済的自立の支援だけではなく、日常生活自立、社会生活自立のための支援も行います。

事例3a

Eさんの生活保護が決定し担当のFケースワーカーはEさんに会いに病院に行きました。

Fケースワーカー「Eさん、生活保護が決定しました。これから病院の治療費など心配せず、今後のことを一緒に考えていきましょう」

Eさん「ありがとうございます。去年失業してから何もかもがうまくいかず。それまではコツコツ頑張ってきたんですけど」

Fケースワーカー「大変でしたね。まずは安心して病院の先生の言うとおりに治療をしていきましょう」

Eさん「はい、わかりました。今後ともよろしくお願いします。」



F ケースワーカーが病院に確認したところ、Eさんは栄養状態が悪く、1～2か月の入院が必要だが、その後は在宅生活が可能という見立てでした。

F ケースワーカーは今後の生活について検討する必要がありますが、何から考えていくべきか分からず、先輩のG ケースワーカーに相談しました。

事例3b

F ケースワーカー 「先輩、Eさんの件なんですが、まずは何をしたら良いんでしょう」

G ケースワーカー 「確か路上から救急搬送された人だよ。入院期間や退院後の見込みはわかっているの」

F ケースワーカー 「先生の話では入院は1～2か月でその後は地域で単身生活が可能ということなんです。今のうちに支援体制を整えていきたいのですが、まずはどこから手を付けたらいいの」

G ケースワーカー 「なるほど、退院後は居宅生活が出来そうなんだね。じゃあ、まずは確認しておくことをまとめてみようか」

このように、1人では解決出来ないことは同僚や先輩ケースワーカー、査察指導員に相談してみましょう。自分自身が経験していないことでも、同僚や先輩が同じような事例などで経験したことが参考になるかもしれません。

先輩のG ケースワーカーは後輩の相談を受けて、今確認しておくべきことを整理してくれました。

事例3c

G ケースワーカー 「まずは在宅生活が可能といっても、今はお住まいがない状態だね。アパートを借りるにしても、保証人や緊急連絡先が必要になるね。保証人とか緊急連絡先になってもらいそうなご家族はいるの」

F ケースワーカー 「すみません。開始時の戸籍調査（第4章生活保護を受けるまでの流れ）がまだ終わってなくて。ご本人も入院中で細かい経歴は徴取できていないので、分かりません」

G ケースワーカー 「なるほど。ではまず完了していない戸籍調査を進めて親族の存否確認をしよう。並行して早めに病院に行ってEさんの経歴を改めて聞き取ってご家族関係のことを確認しておいたほうが良いね。」

F ケースワーカー 「わかりました。早速調査を送付して、早めにEさんに会ってきます」

事例で挙げた事項の他にも、「金銭管理能力の有無」「食事や買い物などが一人でできるか」「携帯電話など連絡手段があるか」「家さがしをどのようにするか」等、確認しておくべきことは多くあります。

事例では退院まで1～2か月の期間がありますが、場合によってはそのような時間的な猶予がない場合もあります。優先して進めるべきことの整理、時間的にアパートを借りることが間に合わなかった場合の代替手段（転院や介護老人保健施設の利用、無料低額宿泊所の利用等）の検討など、あらゆることを想定しなければいけません。

**事例3d**

G先輩のアドバイスを聞いて、Fケースワーカーは戸籍調査、Eさんへの聞き取りなどを進め、以前から交流のあった親族と連絡が取れ、物件探しを協力してくれることと緊急連絡先になってもらえることが確認できました。

また退院に向けて主治医からは介護保険のサービス利用の助言もあり、介護保険の申請の支援を行いました。

Fケースワーカー「Eさん、来月には退院できそうですね。退院後に住むアパート探しですが、甥御さんが手伝ってくれるみたいです」

Eさん「はい、本当にありがたいことです。」

Fケースワーカー「介護保険なども手続きが進んでいますし、他に不安なことはありませんか」

Eさん「いえ、こんなにやってもらえたので安心して退院できそうです」

Fケースワーカー「そうですか、それなら良かった。アパートを借りる時の初期費用や、家具などの費用の説明をしますね。甥御さんにも同じように説明しておきますね」

Fケースワーカーはアパートを借りるための初期費用や、支給できる家具什器費の説明を行いました。

新たにアパートを借りて生活するには、付随して様々な手続きがあります。また必要になる費用のうち、臨時的一般生活費として支給できるもの、定例の生活扶助費で賄う必要があるものがあります。

受給者の方は全てが初めての経験ですので、分かりやすく説明し、必要な費用を速やかに支給することが重要です。

※アパートを借りるための初期費用

保護開始時や退院・退所の際に住まいがない場合、敷金等の初期費用が支給できます。**(局長通知第7-4 住宅費(1) 家賃、間代、地代等 カ又はキ及び厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施料要領の取り扱いについて」問第7の30)**

支給できる要件や上限の金額などを確認しておきましょう。

※アパートに住み始める時の家具等の費用

住まいを失っていた人が新たにアパートで生活するには家財道具を揃えなければいけません。臨時的一般生活費のうち、家具什器費**(局長通知第7-2(6) 家具什器費)**を支給できますので、上限額などを確認し生活基盤が整うよう支援してください。

(そのほかにも臨時的一般生活費で支給できるものが多くありますので、覚えておきましょう)

**事例3e**

甥御さんの協力を得て、アパートの契約もでき、無事にEさんは退院しました。

退院後は介護保険サービスを利用しながら、1人暮らしをしています。

FケースワーカーはEさんに高齢者支援員のHさんを紹介しました。

Fケースワーカー「Eさん、退院してどうですか」

Eさん「久しぶりに自分の家で暮らせて不安もあるけどほっとしているよ」

Fケースワーカー「良かったです、今日は高齢者支援員を紹介しようと思って訪問しました」

H高齢者支援員「はじめまして、福祉事務所のHです。これからたまにこうしてお伺いして、困ったことがないかとか、生活の事とかお話ししていいですか」

Eさん「今回は失業してから一人で抱え込んで、結局入院することになってしまったから、相談できるのはありがたいです。よろしくお願いします。」

H高齢者支援員「こちらこそよろしくお願いします。こうして時々お顔を見に来ますね」

こうして、支援体制が整いEさんの在宅生活がスタートしました。

1人の人を支援するために、さまざまな支援者が関わって生活を支えることになります。

支援をスムーズに行うためには、ケースワーカー一人の力で進めるのではなく、福祉事務所の専門職や地域包括支援センターなどの関係機関と連絡・連携を密にしていきたいと思います。

～関係機関との連携～

関係機関と関わる際に「できないこと」を最初に考えるのではなく、生活保護担当として、「受給者の方の支援のために、このようなことができる」ということを、まずは考えるようにしてください。

その上で、受給者の方の困りごとを解決するために、生活保護担当だけではできないことを、どのように支援すれば良いか、どのように役割分担をしていくかを考えていくと良いと思います。



(3) 資力（生命保険の解約返戻金）がある場合

事例4

Aさん（80歳女性）は単身生活で年金と蓄えで生活していましたが、蓄えが無くなり、年金だけでは生活できなくなり、半年前から生活保護を受給しました。Aさんの夫は2年ほど前に亡くなっており、子どもたちも自立しています。夫が存命中はお金のことは夫が管理していたとのことでした。



保護申請時の開始時調査でAさんの生命保険の加入が分かりました。保険料支払い期間は夫存命中に終了している終身保険で、受取人は法定相続人、解約返戻金は300万円です。保護申請時、Aさんは資産申告書に生命保険があることを申告（記入）していません。

事例のように、高齢の方の場合、何年も前に加入した定期預金や生命保険などを忘れてしまっていた、亡くなったご家族が加入したため、申請者本人が加入自体知らなかった場合など、申告がない資産が判明することがあります。

法第29条調査（第4章生活保護を受けるまでの流れ）で、そのような未申告のものが判明した際には、まずは受給者の方に事情を聴き詳細を把握しましょう。

その上で、故意に申告していなかったものか、忘れてしまっていたものかを組織的に判断します。

事例4a

担当のBケースワーカーがAさんに事情を聴いたところ、Aさんは保険加入自体を知らなかったということです。

Bケースワーカー「Aさん、〇〇保険に加入していたみたいなんですが、覚えてますか」

Aさん「すみません、前にもお話ししましたが、主人が生きていたころはお金のことは主人がみんなやっていて、あまりわからないんです」

Bケースワーカー「そうですね。家に証券があるかもしれないから、探してみてください」

Aさん「わかりました。探してみます」



数日後、Aさんが福祉事務所にやってきました。

Aさん「Bさん、すみません。保険の証券はどうしても見つからなくて。ただ、古い使っていない通帳が見つかったんです。それを見たら生命保険のお金が何年か前まで引き落とされていたみたいで」

Bケースワーカー「そうですね、ありがとうございます。中身を拝見してもよろしいですか」

Aさん「はい、お願いします」

Bケースワーカーが通帳を確認したところ、確かに保険料の引き落としの履歴がありますが、名義は夫名義の通帳で、夫が亡くなった後の日付では取引履歴はありませんでした。Aさんはこの口座自体を知らなかったということです。



受給者の方からの聞き取り、法第29条調査の結果を受けて、ケース診断会議で組織的にこの未申告の資産の取り扱いについて検討します。

※ケース診断会議とは

受給者を支援する中で、ケースワーカー一人で決められないことや、対応に困っていること、不正受給か否か等の組織的な判断が必要な場合に、管理職・査察指導員だけでなく複数のケースワーカーが出席し、福祉事務所全体の方針を話し合う場です。

事例4b

ケース診断会議では、Aさんからの聞き取り内容、調査の結果を受け、「故意に申告を行わなかったのか」「保有が認められる資産か否か」などを検討しました。Aさんが提出した通帳からは、夫が亡くなった後の取引履歴がないこと、当時は夫が金銭管理を行っていたというAさんの話から、Aさんが保険加入そのものを把握していなかった、との結論に至りました。

解約返戻金については300万円ということで、保有は認めず解約して活用してもらうこととなりました。

BケースワーカーはAさんと呼んで査察指導員同席のもと、面接を行いました。

Bケースワーカー「Aさん、今回の保険について、福祉事務所で検討した結果、保有が認められないということになりました。保険の加入について知らなかったということですので、**生活保護法第63条**の適用となります」

Aさん「はい。お金を返さなければいけないのですか」

Bケースワーカー「そうですね。解約返戻金が高額なので生活保護制度の中では資産という形になります。そのため、その資産を生活費に充ててもらう必要があるんです」

Aさん「生活費に充てるっていうのは」

Bケースワーカー「保有を認められない保険の解約返戻金なので、解約して入金されたお金を生活費に充てる形です。今回は保護開始当時からお持ちだった資産なので、保護開始当時から支給していた生活保護費はその解約返戻金があれば必要なかったということになりますので、保護開始当時に遡って保護費を返還していただくこととなります」

Aさん「もってはいけないお金だったから返さなければいけないということですね」

査察指導員「そうですね。それが悪いということではなくて、生活保護制度上、もってはいけないもの、ということですよ」

Aさん「わかりました」

査察指導員「お金を返していただくという話をしましたが、あくまでも入金された解約返戻金の範囲内の返還になりますので、ご安心ください。それと今日の説明もとても分かりにくいものだったかもしれませんので、何かご不明な点があればいつでもきいてくださいね」

Aさん「はい、ありがとうございます。取り急ぎ保険会社さんに聞いて解約してみます」

Bケースワーカー「お願いします。保険会社に聞いていつ頃手続きができそうかわかったら連絡してください」



生活保護法第 63 条では「**急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき**」と規定されています。この事例のように受給者の方が資産について把握しておらず生活に困って生活保護を受けた場合や、土地・家屋等すぐに現金化して活用（生活費に充てる）することが難しい場合は、生活保護を開始したうえで、資力（資産等）が活用できる（売却等、現金化できた場合）状態になった時に、活用できた資力（資産等）の範囲内で支給していた保護費を返還する必要があります。

※法第 78 条徴収と法第 63 条返還

生活保護制度の現場では、時に資産があることを故意に隠してしまう人や、働いている事実を隠して収入を得ている人がいます。

知人への負債の返済がある、親や子どもへの仕送りがあるなど、収入や資産の申告を故意に行わない理由はさまざまです。

それぞれの方の事情を聞き取り、**法第 78 条（「不実の申請その他不正な手段により保護を受け～」）**を適用するか、否かをケース診断会議などで、組織的に検討し判断しましょう。

（法第 78 条を決定した場合には不正に得ていた収入や資産の範囲内で、支給していた保護費を徴収することになります。）

また、不正を罰するというのではなく、それぞれの方の事情を聞き取り、生活状況を把握したうえで、法第 78 条の徴収決定を行うだけではなく、自立の支援を行っていく必要があります。

事例4c

Aさんは保険会社に相談し解約の手続きを行うことにしました。保険名義や取引口座などが亡くなった夫のものだったため、実際に解約ができたのは、さらに2か月が経過したあとでした。



Aさん「Bさん、解約返戻金が振り込まれました。手数料などを引かれて実際には280万円が入金されました。これがその書類と通帳です。これからどうしたら良いですか」

Bケースワーカー「Aさん、ありがとうございます。それでは書類と通帳をコピーさせていただきますね。あと、こちらの収入申告書の記入をお願いします」

Aさん「はい、わかりました」

Bケースワーカー「これから、支給していた保護費の計算などを行って、早めに返還決定を行いますね。決定したらご連絡いたしますので、それまでお待ちください」

Aさんの申告を受けて、Bケースワーカーは法第 63 条返還決定を行います。この事例の場合では、保護を受け始めた時から保有が認められない資産を保有していたため、保護開始時に遡って保護費の返還を求めます。



法第63条返還対比表の例

	資力の額			支給済保護費				翌月 繰越額	返還 対象額
	資力	繰越額	合計	生活	医療	介護	合計		
〇〇年 5月	2800000			100000	150000	15000	275000	2525000	275000
〇〇年 6月		2525000		100000	150000	15000	275000	2250000	275000
〇〇年 7月		2250000		100000	150000	15000	275000	1975000	275000
〇〇年 8月		1975000		100000	150000	15000	275000	1700000	275000

※医療費については10割負担のため、注意が必要です。

上記のような返還額を算定するための表を作成し、支給した保護費と活用できるようになった資産を対比し返還額を確定します。

実際の現場では資力が高額な場合や、活用できるまで何年も経過することもあります。

その場合には、返還額の算定にも時間を要するため、速やかに処理を進めるようにしてください。

×E



第6章 生活保護を受けたときの権利と義務

第5章で事例に沿って生活保護制度や支援について学びました。

第1章～第4章において、生活保護を受給している人の権利について触れて来ましたが、最後に改めて生活保護法に規定されている権利について学びます。

また保護を受けていく上で、受給者の方に守っていただきたいルール（義務）について説明します。

複製禁止



(1) 保護を受けた時の権利

1. 不利益変更の禁止 (法第56条)

正当な理由がなければ、決められた保護を不利益に変更されません。

職員が個人的な感情で受給者の方の生活保護を廃止や、減額変更するようなことは認められません。職員も人間ですので、受給者の方と接している時には気分を害することもあるでしょう。しかし、受給者の方の最低生活を保障する・人権を擁護する、ということは公務員として、福祉事務所職員として必ず守っていかなければなりません。

2. 公課禁止 (法第57条)

支給された保護金品は課税されません。

生活保護費は受給者の方が現金やサービスを受け取りますが、それ自体を収入とみなして、課税されることはありません。

3. 差押禁止 (法第58条)

保護金品を受ける権利を差し押さえられることはありません。

受給者の方の中には生活保護受給前に長期にわたって税金を滞納している方もいます。しかし、そのことを理由に生活保護費を差し押さえることはできません。

(2) 生活保護を受けた時の義務

1. 譲渡禁止 (法第59条)

生活保護費は他人に譲り渡すことはできません。生活保護を受けている時は、自分の持っているお金(生活保護費・現物給付含めて)は自分の最低生活維持のために活用しなければなりません。

生活保護費は「最低限度の健康で文化的な最低限度」の生活をするための金額を支給しています。そのため、他人に渡してしまうと最低限度の生活水準を下回ってしまうため、生活保護の趣旨から外れてしまいます。負債の返済なども同様な理由から好ましくありませんので、あまりに高額な負債のある方には債務整理の案内なども行っています。



2. 生活上の義務（法第60条）

生活保護を受けている方は、働ける方は能力に応じて働かなければなりません。また生活費のむだをなくし、計画的に生活し、生活の向上に努力する必要があります。病気やけがの人は、医師の指示に従って治療に専念し、健康の維持・増進に努めなければいけません。

生活保護を受けている方の中には、病気にも関わらず病院に行かず（治療をせず）、病状を悪化させてしまう方や、健康で働く力があるにも関わらず、働かない、仕事を探さない、という方もいます。（この場合、保護を受けるための義務を果たしていないため、最終的には保護を受けられなくなります）

そのような方は様々な理由で病院に行かなかったり、仕事探しをしななったりします。その方の話を聞き、生活状況を把握し、適切な支援（場合によっては指導）を行っていく必要があります。

3. 届出の義務（法第61条）

保護を受けている方は、収入の状況や世帯の状況に変動があった時は、速やかに届け出なければなりません。保護が決定した際には重要事項説明書を用いて改めて受給者の方に説明します。

第2章（3）5「保護の決定」で述べた通り、生活保護費は世帯の人数や収入状況によって、保護費に変動があります。（収入がある方の場合は毎月給与明細を提出してもらい、保護費の計算を行います）

そのため、収入状況や世帯人数に変動があった時に速やかに届出を行わないと、結果的には保護費が足りなかったり、支給額が多すぎて返還してもらうことになったりし、受給者の方の負担になってしまいます。

そのため、受給者の方が速やかに届出を行う義務を行うことはもちろんですが、ケースワーカーも日々の受給者の方とのかかわりのなかで、届出を忘れないように声掛けしていくことも必要です。



福祉事務所からの重要事項の説明・確認書(例)

1 届出について

以下のような変動があったときに届出をします。

- 世帯員が増えたり減ったりしたとき
- 収入があつたり無くなつたりしたとき、増えたり減つたりしたとき
(高校生のアルバイト収入や、知人、親せきからの援助など、世帯にいる人に収入のあつた場合は、すべて申告する必要があります。)
(働いて得た収入だけでなく、年金、手当、仕送り、保険金、補償金、見舞金、借入金など、収入はすべて申告する必要があります。)
- お子さん等が小・中・高・大学等に入学、卒業するとき
- 病院に通うとき、入退院するとき
- アパート等の更新を迎えるとき、家賃等がかわるとき
- 仕事が決まったりやめたりしたとき
- 海外渡航をしようとするとき

2 その他の確認事項

以下のことを確認します。

- 生活保護法第61条により、収入等について申告義務があること
- 暴力団に所属している場合は生活保護を受給できないこと、暴力団活動をしてはいけないこと、私及び世帯員は暴力団員でないこと
- 不実の申告をしたり、収入等を隠して申告しなかった場合は、生活保護法第78条によりその全額を徴収されること、併せてその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収されること
- 「保護のしおり」により生活保護制度の説明を受けたこと

以上の説明を受け理解しましたので、署名・捺印の上、私(写し)と福祉事務所(原本)の双方で保管します。

令和 年 月 日

住所
氏名 印

(参考)生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。



(3) 指導指示 (法第 27 条・法第 62 条)

これまで述べてきた生活保護受給中のルールが守れない場合は、生活保護を受けられなくなることがあります。

病気や、しょうがいのある方、字が読めない方等様々な方が生活保護を受給しています。受給者の方が果たすべき義務を果たせなかった場合、指導することは当然必要ですが、果たせなかった理由、原因を考える必要があります。相手の方に分かりやすい言葉で伝えたか、聞こえる声で説明したか、など、受給している方の立場にたって、考える必要もあります。

保護を廃止するための指導・指示ではなく、保護を受けている方の自立助長のための指導・指示ということを忘れてはいけません。

メモ



第6章で学んだこと

○保護を受けた時の権利

- ・ () の禁止 (法第 56 条)
正当な理由がなければ、決められた保護を不利益に変更されません。
- ・ 公課禁止 (法第 57 条)
() された () は () されません。
- ・ () の禁止 (法第 58 条)
保護金品を受ける権利を () られることはありません。

○保護を受けた時の義務

- ・ () 禁止 (法第 59 条)
生活保護費は () に譲り渡すことはできません。
- ・ 生活上の義務 (法第 60 条)
生活保護を受けている方は () に応じて働かなければなりません。
() の維持・増進に努めなければなりません。
- ・ () の義務 (法第 61 条)
収入の状況や世帯の状況に () があつた際には速やかに () なければなりません。

～～最後に～～

この冊子では生活保護の全てを理解することは難しいかもしれません。

まず心がけてほしいことは、仕事に臨む姿勢として、生活保護受給者の方も福祉事務所の職員も対等な人間同士の関わりであるということです。

仕事が決まったら「おめでとう」

町であったら「こんにちは」

顔色が優れなかったら「何かありましたか？」

連絡が取れていない人と久しぶりに会えたら「心配していましたよ」

普通に友人・知人に声をかけているのと同じように接することが大切です。

福祉事務所職員の業務は非常に多岐にわたり、事務とケースワークのバランスに悩み、ストレスもたまることも多いと思います。

一人で悩みを抱えずに、同僚や上司に相談し、前向きに業務に取り組めるよう、応援しています。

～～この冊子を読み進めて、最初にイメージしていた生活保護について、どのように変化がありましたか？これからどんなケースワーカーになりたいですか？今感じていることを書き留めておきましょう～～



復元禁止



令和6年1月版
国立市健康福祉部
生活福祉担当課長 左川倫乙